

平成26年白老町議会定例会9月会議会議録（第3号）

平成26年9月16日（火曜日）

開 議 午前 10時00分
散 会 午後 4時13分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告について
 - 第 4 一般質問
-

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

1 番 氏 家 裕 治 君	2 番 吉 田 和 子 君
3 番 斎 藤 征 信 君	4 番 大 淵 紀 夫 君
5 番 松 田 謙 吾 君	7 番 西 田 祐 子 君
8 番 広 地 紀 彰 君	9 番 吉 谷 一 孝 君
10 番 小 西 秀 延 君	11 番 山 田 和 子 君
12 番 本 間 広 朗 君	13 番 前 田 博 之 君
14 番 山 本 浩 平 君	15 番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

9 番 吉 谷 一 孝 君	10 番 小 西 秀 延 君
11 番 山 田 和 子 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	白 崎 浩 司 君
教 育 長	古 俣 博 之 君
理 事	山 本 誠 君
総 合 行 政 局 長	岩 城 達 己 君

総合行政局財政担当課長	安 達 義 孝 君
総合行政局企画担当課長	高 橋 裕 明 君
総 務 課 長	大 黒 克 己 君
総務課交通防災担当課長	畑 田 正 明 君
町 民 課 長	南 光 男 君
生 活 環 境 課 長	竹 田 敏 雄 君
生活環境課町民活動担当課長	中 村 英 二 君
産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長	本 間 力 君
健 康 福 祉 課 長	長 澤 敏 博 君
健康福祉課高齢者介護担当課長	田 尻 康 子 君
建 設 課 長	岩 崎 勉 君
上 下 水 道 課 長	田 中 春 光 君
教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	中 村 諭 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員、11番、山田和子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から9月10日、11日及び本日の開会前に開催した議会運営委員会での本会議の運営に関する協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可します。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので9月10日、11日及び本日再開前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議は平成26年白老町議会定例会9月会議の日程変更等についてであります。9月10日、11日及び12日の本会議は大雨による災害対応を最優先することとし延会したことから9月16日以降の議事日程について協議を行いました。その結果9月16日に再開し一般質問は9月16日、17日の2日間で行い、一般議案は9月17日、24日に審議することといたしました。

それぞれの議事日程における議案審議の順序についても議決日の関係から一部変更しております。

また決算審査については9月18日、19日及び22日の3日間で行うことに変更いたしました。

このことから9月会議は9月9日から22日までとしておりましたが24日まで開催することといたしました。

次に意見書案第6号の集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書（案）については提出者から取り下げの申し出があり、議会会議規則第14条の規定に基づき議長が撤回を許可いたしましたので意見書案番号を繰り上げて2件の意見書案を議題とすることに決定しました。

次に全員協議会を開催についてであります。下水道使用料の改定について改定に向けた下水道の事業特別会計の財政概況の説明を9月22日の決算審査特別委員会終了後に行うこととし、9月24日本会議終了後にも全員協議会を開催する予定としておりますが、十分な協議時間がとれない場合は別の日程で行うことといたします。

以上、議会運営委員長報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 議長から諸般の報告をいたします。

定例会9月会議の再開は当初おおむね14日間としたところではありますが、議会運営委員長報告のとおり9月24日までの16日間に変更をいたします。全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。3日間にわたって事実上議会を休会にいたしました。大雨災害という緊急時において議員各位のご理解をいただきこのような対応させていただきましたが、このことに対しまして議長から改めて皆様に感謝と御礼を申し上げたいと思います。日程が再三変更になりましたが一般質問は議員としての大事な活動でありますので休会前に引き続き活発な議論をお願いしたいと思います。

合わせて報告をさせていただきますけれども、実は今回の水害のニュースを見ましてことしの7月15日に議会改革に関しての勉強に来られた静岡県函南町の有志の議員4名の方から、水害に対するテレビのニュースを見て大変な水害による災害のことを知って、そのことに関してのお見舞いのお手紙とまた現金でありますけれどもお見舞いをいただきました。それに関しましては議会といたしまして財政のほうとその取り扱いについて協議をしたいというふうに思っております。以上報告をさせていただきます。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） それでは日程第4、一般質問を続行いたします。

通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員、登壇願います。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 13番、前田です。質問の前に先日の局地的な豪雨によって被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入ります。白老町総合計画基本計画・実施計画についてと人口減少時代を迎えたまちづくりの施策展開についてであります。

最初に白老町総合基本計画・実施計画についての質問いたします。

- (1)、実施計画策定の趣旨と役割について。
 - (2)、実施計画の策定遅延と期間を変更した理由について。
 - (3)、実施計画の事業費と財政健全化プランの財政計画事業費等の整合性について。
 - (4)、地区コミュニティ計画策定と公共施設の活用促進についてであります。
- ①、地区コミュニティ計画を策定する趣旨と意義及び取り組みについて。

②、公共施設の活用促進の方針について。

③、基本計画・実施計画との整合性と事業実現のための手段と担保についての4項目3点であります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老町総合計画基本計画・実施計画についてのご質問であります。

1項目めの実施計画策定の趣旨と役割についてであります。総合計画は基本構想・基本計画・実施計画の3層構造となっており、実施計画は基本構想に掲げるまちの将来像の実現を目指して基本計画に定められた施策の具体的な事務事業を明らかにしたもので、効率的・持続的な財政運営のもと計画的・効果的なまちづくりを推進するために策定するものであります。

その役割は基本計画で示された施策を実現するために個別事業や実施期間、財源等を明らかにしてまちづくりの取り組みと行財政運営の見通しを当該年度を初年度とする3カ年分を明らかにして毎年度の予算編成と事業執行の指針とするものであります。

2項目めの実施計画の策定遅延と期間を変更した理由についてであります。今回策定した実施計画は平成26年から28年度までの3カ年の計画であります。通常であれば24年度、25年度にも策定しなければなりません。がさきの議会でもご説明したとおり、24年度の実施計画作成中に顕在化した財源不足の発生などの財政状況により新たな財政計画の策定に着手したことからここに示される投資的経費との整合をとるため策定を見送りましたものであります。このたび財政健全化プランが策定されたことからその整合性を図りながら実施計画を策定したものです。

次に期間の変更についてですが総合計画の期間は8カ年であり基本計画も8カ年としていますが中間年度での見直しを想定しております。これは社会情勢の変化や選挙による就任期間に合わせたものであります。しかし実施計画についてはこれにかかわらず当該年度から3カ年を計画期間として毎年見直しを行うローリング方式としていることから期間の変更は行っておりません。

3項目めの実施計画と財政健全化プランの事業費の整合についてであります。財政健全化プランにおける事業費にかかわるものとしては投資的経費の抑制として一般財源を年1.5億円以内、起債の抑制として投資的経費における起債発行額は臨時財政対策債を含み単年度平均7億円以内としております。このことから実施計画では臨時事業費における一般財源及び起債の年度ごとの集計額はその範囲内として整合性を図っております。

4項目めの地区コミュニティ計画策定と公共施設の活用促進についてであります。1点目の地区コミュニティ計画を策定する趣旨と意義、取り組みにつきましては地域の安全安心、環境対策など身近な住環境の中の共同体として大変重要な共助の役割を持っている地区コミュニティが少子高齢化、人口減少などの影響で縮小や低迷の危機が顕在化してきました。そこで本計画の策定を通して各地区の課題や展望を整理しその解決の取り組みに向けて自分たちの地区は自分たちでつくる住みよい地区づくりを促進するものであります。また検討に当たっては共通理解を図り自主性、主体性を尊重しながら行政も策定を支援してまいります。

2点目の公共施設の活用促進の方針につきましては地域活動の拠点である公共施設について実態の分析や効率的な利用促進を目指すとともに地域活動や交流活動の活発化など公共施設の活用や管理に関する検討を進めてまいります。

3点目の基本計画・実施計画との整合性と事業実現のための手段と担保につきましては、基本計画に掲げる分野別計画の自治政策の協働のまちづくり施策における基本事業の地域活動の推進や町民参加の促進に基づき地区コミュニティの活発化を図るものであります。また事業実現の手段と担保につきましては計画の策定に町民の皆様が参画し実施に向け取り組んでいくものであり行政としてその活動支援を行ってまいります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 総合計画、実施計画についてやります。平成24年度に再び赤字財政に陥り、2度目財政健全化プランでの総合計画の実施計画書は2年遅れのことしの7月に配布されました。その実施計画書には24年度から27年度の計画は策定したが財政悪化のため財政計画との整合性が図られなくなった、本計画に平成24年、25年の事業実績を掲載しているというような付記もありました。若干答弁でも触れていました。

そこで総合計画のスタート時点から財政的な裏づけを持たずこの2年間実施計画が作動しなかったことに対して、事業の優先順位づけや事業の選択と集中がどのように行われたのか問われるところであります。そこで進行管理、評価、修正等のローリング、総合計画との予算編成のリンクはどのようになっていたのか伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただいまのご質問でございますけれども、総合計画は基本構想、基本計画の中でその方向性は示しております。また事務的には年度ごとの事業の集計等を行っておりますのでそれを予算編成と連動させながら、もしくは平成25年度、26年度の予算編成につきましてはそれまでの財政状況がありましたので、財政サイドもしくは行革サイドの出された項目と整合を持ちながら臨時事業の編成に努めてまいりました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 平成24年度に議会でもすごく議論されて財政再生団体に陥る、それと交付税について積算根拠を誤ったといっていますけれども、詳しい話はしませんけどそういう部分の実態があったことに対するローリングとか、せつかく我々議会が議論して基本計画までつくったことに対する事業選択とか、あるいは優先順位、本当に予算の編成査定あるいはその以前の事業を選択する時の議論というのはどのように行われて24年度の非常に厳しい財政状況中で対応したのか。だから財政が優先したのか、総合計画を優先したのか、その2点伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 24年度の中でいわゆる歳入欠陥が出ました。その中で事業を進めていくに当たりまして財政サイドでは予算執行の5%凍結ということが出されました。事業費の建設関係の経費につきましてはそれほど削減とかはできるケースは余りありませんけれども、当然事業に係る出張旅費ですとかそういう削れる経費につきましては事業費についても削って執行に努めたということでございます。ですから全体といたしましては財政状況に合わせて事業を実施したということになります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に計画期間と首長の任期あるいは改選期との調整についてであります。基本構想・基本計画の目標年次は8年間となっております。そして町長の公約との整合性図るために総合計画の見直し時期を首長の改選期と連動させているということで前期4年、後期4年としています。しかし今回の実施計画書を見ると基本構想・基本計画の計画期間の前期が27年から28年にずれているのです。1年延びているのです。ということは5年になっているのです。そして後期3年になっているのです。町長の改選期の計画期間にずれが生じると思いますが、この基本構想・基本計画での町長の改選期間と計画期間の整合性はどのように図られていきますか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 町長の答弁でも申し上げましたが実施計画につきましては当該年度より3カ年の計画としております。ですから町長の任期にかかわらず策定年度から3カ年の計画を実施計画としております。これはいわゆる行政の継続性というもので改選期とはこだわらず3カ年の計画をもって進めているということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 実施計画についてはわかっているのです。ただ基本構想と基本計画が一番最初にいただいたものと今回実施計画もらったものが期間がずれているのです。当初27年になっていたのが28年と31年になっているのです。だから私聞いているのです。1年ずれているのです。今の答弁と合わないはずですよ。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 基本計画の期間につきましては一応計画では8カ年としておりますが、基本的にはいわゆる選挙の時期と合わせておりますので4年、4年を基本としています。ですからいわゆる基本計画を前期、後期に分けた場合には24、25、26、27年度を前期、28、29、30、31年を後期という4年にしております。計画書には真ん中の線を27年にしておりますけれども今回お出しした実施計画では28年に線が引かれているということで、これはこの表のつくり方の問題で内容に変更はございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ここでそんなに議論したくないのだけど、この総合計画の基本構想・基本計画は議会の議決事項です。そして28年となっているのです。ただこの計画では議決事項ではないのです。それが28年にずれているということは今のような答弁にならないのではないですか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今回策定しました実施計画につきましては26年、27年、28年の計画になっておりますので今回の実施計画の線が28年のところに入っているということで、次につくられる27年、28年、29年の実施計画につきましては29年に実施計画の表現上線を引くという形でござい

ます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に移ります。答弁にもありましたけれども1年間の投資的経費の一般財源が1億5,000万円以内。そして起債の発行額は臨時財政特例債を除くと3億円以内になります。このことについては財政規律の面からもぜひ堅持すべきだと思います。そこで26年から28年この3年間年度ごとの事業費の財源である起債の借入額と一般財源はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今回の実施計画の一般会計でお示ししている財源につきましては、地方債につきましては平成26年度4億2,471万9,000円、27年度3億8,297万4,000円、28年度3億8,277万円、一般財源は平成26年度1億4,511万9,000円、27年度1億4,366万8,000円、28年度1億3,540万2,000円となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今は全体計画の部分ですか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今申し上げました数値につきましては一般会計の臨時事業費についての分でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） いただいたものを見ると今いった一般財源の数字と合っていますか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今申し上げました数字は実施計画の8ページ一番下の総合計というところの一番左の欄の臨時事業費に書かれた数字でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） この数字は大体整合性とれていますので、ぜひこういう形で財政健全化のほうも含めて守って行ってほしいと思います。

次に総合計画と財政健全計画との関連づけの部分でありますけれども、この総合計画で重要なことは恣意的な政策選択を許さないということであります。総合計画を実施していくためには財政の健全性を確保し、いかに政策的経費を生み出すかということにかかっております。そこで計画に載せたものは実行する、計画に載っていないことは予算化しないという原則に基づいて町の行政経営を行うことが肝要かと思えます。当然議会のチェック機能も試されることでもありますけど。過去においても予算編成査定の段階で計画にない事業が恣意的に選択されて突然予算化されたということが結構あって、この1つの事業においても財政悪化につながっているということもありました。そこで財政規律を守り持続可能な財政運営を行うためにも総合計画や財政健全化プログラムの進行管理をきちんと行って恣意的な政策、事業選択を許さないということが肝に命じるべきだと思いますが今後の運営の考え方について伺います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）　　まず考え方の中で財政規律を守るというのは基本的にそういうスタンスの中でやっていかなければ今回のプランを立てたことの意味がなくなりますので当然財政規律をも守っていくというふうに当然のことながら思っています。それと総合計画に載せたその事業を、先ほどご質問ありましたけれども、財政を優先してあるいは総合計画を優先してというのは裏づけになる財源がなければ事業執行できませんので、当然のことながら財政状況がどうなっているのかというようなことの中で事業を選択していくと。そういう中で言葉としては恣意的な政策というようなお話がありましたけれども、総合計画に立てたこととプラス緊急あるいは状況の判断そのことによって総合計画に当初載せていない事業が発生した場合には、当然議会とも相談の上でそれを緊急かつ優先にしなければならない事業が発生すれば選考はあり得ると。その場合には当然議会とも協議の中で事業選択していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君）　　13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君）　　緊急、臨時性、私もわかります。ただその解釈がどの幅までなのかということと事業の優先順位、選択という1つの枠の中で考えるべきであるし当然財政健全化プログラムをやっていますから、今いった臨時的なものができたときはこちらはやらないとかそういうことは考えていると思いますがそういう形の運営をしてほしいと思います。

次に地区コミュニティの計画策定についてあります。これは町長に伺いますけれども地区コミュニティ計画の策定は執行方針の中で町長の基本姿勢として位置づけられている施策だったのです。町長は地区コミュニティ計画を策定することで将来につなげる地域創造のまちづくりに取り組んでいくとこう述べています。町長みずから地域創造のまちづくりの考えを指示されていると思いますけれども、的確に課題設定することによって十分な地区コミュニティ計画の策定となっていくのです。そこで町長に伺いますけれども町長が目指す地区コミュニティとしての将来につなげる地域創造のまちづくりこの具体的な考えあるいはビジョン、あるいはその方向性は執行方針をつくったときにある程度議論されていると思いますけど、町としては今いったことでどういうものを策定し将来につなげる地域創造のまちづくりという概念をもっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君）　　戸田町長。

○町長（戸田安彦君）　　この地区コミュニティ計画は何度かお話はさせていただいているのですが、白老町は縦長のまちとか横長のまちとよくいわれていますけど、社台から虎杖浜までそれぞれの地域がオリジナリティーを持って自分たちの地域は自分たちでつくっていくという意識の醸成がまず必要だと思っています。その1つの手法として地区コミュニティ計画を策定して住民、地域の人方とともにつくっていくというのがこの計画であります。その中で自主性を重視しながらそれに支援をしていくというのが行政の姿であると思っていますので、この辺は分野にもよりますけど町がビジョンをすべて策定するのではなくて地域の人たちと話をしながらつくり上げていくというのがこのコミュニティ計画策定の意義であります。

○議長（山本浩平君）　　13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君）　　答弁ありましたけれどももっと私は具体的にある程度の項目があったのかと思っていましたけれども、まだそこまでまとまっていないのかどうかわかりませんが、そうすると私は基本的にいけばまちのことは誰かがするだろうとか、それは行政の仕事だということではなくて町民がみず

から今まちづくりしましょうという住民自治を高めて実行をしていく機運を高めていくことがコミュニティ計画の策定の主眼ではないかと私はこう思っていますので、そういう部分からも質問していきます。

まず今町長から答弁ありましたけど、この策定を支援するとか活動を支援するといっています。活動の内容によっては財政的な裏づけもしなければいけないと思います。それは後からします。これは町長もご存じだと思いますけれども町の自治基本条例、総合計画の趣旨に基づいてなってきたと思うのです。そうすると今町長からも答弁ありましたけど今年度執行方針で示した基本施策と私は思うのだけど、実施計画に地区コミュニティ計画の策定という項目が掲載されていないのです。なぜ実施計画に固有名詞で位置づけられなかったのか。これはどういう取り扱いになっていくのか伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 実施計画の項目に計画づくりという名称は載っていませんが5分野の自治の中で協働のまちづくりという施策がございます。その中で町民参加の促進、地域活動の推進という基本事業がございましてその中でコミュニティ計画の策定が位置づけられているというふうに解釈しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それは中項目的な物のいい方なのです。そうすると同じ執行方針で町長は産業振興計画をつくりますといっています。これから後段で質問しますけれども。この産業振興計画については実施計画にちゃんと記載されているのです。今いったことはわかります。私も前段いっているはずですが。これは基本条例や総合計画書に基づいて多分出てきているでしょうと。26年です、24年ではないです。今まで議論していますけど26年実施計画できたのです。当然26年当初に町長が執行方針でいっているのだから個別項目として実施計画に入ってくるのが筋ではないですか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） まず最初におっしゃられました産業振興計画につきましては4分野の産業の商工業という施策の中で商工業の活性化という中の事業として産業振興計画策定事業というのがございまして、これは予算が370万円計上されているという事業で事業名がそのまま載っているということでございます。今回の地区コミュニティ計画につきましては事業費としては計上がないということで直接の事業名は載せておりません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 議論しようと思わないで町長の基本方針を載せるべきだと思います。そして今予算が伴わないと載せていないというけど、この実施計画を見たら予算が伴わなくても事業として載せますとなっているのです。ちょっと違います。その辺の認識をちゃんと整理しておいてください。

次に移ります。コミュニティ計画なのですけれども、コミュニティ計画の策定委員が町長の案内というのか、町連会の会長の案内を見たらよくわからないのですけど、この地区コミュニティ計画策定にかかっている委員会の組織の性格、設置根拠、策定委員の身分そしてでき上がった計画書の責任所在はどのようになるのか。この辺の5点について整理されているのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）　　まず計画の策定に当たっては地区コミュニティ計画策定委員会運営規程という規定を設けて関係の項目を整理させていただいております。またこの中には委員会の中で計画案をつくり町のほうに報告をし、町のほうで計画として執行していくという形になっております。委員につきましては各関係団体から町連合同も連携しながら実際に地区をよく知る方々ということで町内会の役員の方また3地区にかかわるPTAの役員ですとか民生委員の方こういった地区をよく知る上で少数でこういった短期間でこの計画を策定する方たちの選考をさせていただいております。基本的に地区ボランティア的に計画の策定についてご協力をいただくという形で今回進めております。

○議長（山本浩平君）　　13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君）　　担当課長にすれば大変だと思います。4月に町長の執行方針でコミュニティつくるといって振られていますから。本来的にはそこで地域コミュニティの計画の策定指針ガイドラインそういうものがあるべきなのです。その制度設計がどういうふうになってきて、そして今答弁あったように町として計画を執行すると言明したのです。そういう部分がちゃんとされて策定委員の人がイメージを共有していないと何をつくるかわからないといっているのです。その辺いかがですか。

○議長（山本浩平君）　　中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）　　先ほど答弁させていただいたとおり、それぞれの地域で地区コミュニティということで地区の共同体ということでのそういった課題に対して、まず今申しましたような各委員さんが地区のことを考えていただくということでガイドラインのように、また目標とする項目を整理してということではなくて今これから進むべき自分たちの地区・まちづくりを委員さんの意見を集約させていただき、またこれは町内のことばかりではなくていろいろな他の事例なども紹介しながら、こちら辺については町の支援という形でいろいろな情報を提供させていただきながら最終的に課題となるもの、また課題解決に向けた地区コミュニティを進める上での課題を整理した項目こういったものについては横断的になりますが最終的に項目を整理した中でそれぞれの地区にあった課題とすることについての課題解決に取り組んでいく計画の策定を目指しております。

○議長（山本浩平君）　　13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君）　　ちょっと具体的にわからないので具体的に聞いていきます。これは今年度中に計画まとめることになっています。今の答弁では事業実行、実践の担保がちゃんとなければ画餅に帰すと思います。町が計画執行するというのはかなりの責任を負うことになるのだけど、どういう組織になるのかわかりませんのでこれから聞きますけど、そこが自主的にやらなければいけないのです。それに伴って財源的なものを支援するのはどうかという部分だと思います。

そこで具体的に聞いていきます。今答弁ありましたように、まず策定委員が地域の将来像や目指すべき方向を検討します。当然施策を決定しますとこういってでしょう。そうしたら事業計画の実現に向けて取り組んでいく組織はどうなのですかということです。組織形態。ただ今の策定委員の人方がやるのかどうかということなのかわかりませんが、その辺の組織はどういう形になって策定後誰がやっていくのですか。

○議長（山本浩平君）　　中村生活環境町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）　　まず全体会を7月15日にスタートし8月に1回目、今

回まだ途中でありますが9月に3地区それぞれ地区の会議を進めております。その中で実際には地区コミュニティということで地域で取り組む、例えば地域の方が取り組み具体的に今やっていないようなことをやっていく。例ですけれどもお祭りをするですとかコミュニケーションを図るだとかそういったソフト面のものを抽出させていただいております。今町の事業との関係ということのご質問かと思うのですが、まずソフトを中心、今の財政状況を踏まえた中でこういった事業を組んでこういった町の事業と連動してということ以前にまずソフト中心の計画、地区のコミュニティという視点に沿った計画を立てていく。実施主体につきましては来年以降、例えば町内会が取り組むこと、また複数の町内会もしくは複数の団体が取り組むこと、もしくは町の部局と連動することそれぞれ項目を分けた中で取り組んでいくという考え方です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 当初の目的が後退してきているような感じもします。そして組織が非常に曖昧です。これは本当にそこができるかどうかとことを聞いている皆さんも不安に思っていると思います。その組織問題について今確定されていないのだけど、ことしの3月に策定した財政健全化プランでは町の地域担当職員制度と連動させた仕組みづくりを行いますとこういっているのです。そして連合町内会を母体とした地区協議会組織によると地区協議会ともう名称出ているのです。公共施設のあり方を含む地区コミュニティ計画を策定、推進することとしていますといっているのです。ということは今課長からあった答弁のような誰がやるか曖昧、そのものによってケース・バイ・ケースであれば飛んでしまう可能性あるのです。ここで地区協議会を設立して運営に当たるといっているのですけどそういうことを目指すということでのいいのですか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） まず地域担当職員制度と連動ということでございますが今回3名の地域担当職員を配置させていただいております。地域担当職員の職務にはいろいろなものがございます。その中の1つとして地域の活性化そういったものを支援していくような促進役としての機能といったものがございます。今回の例でいきますと地区コミュニティ計画を策定する上で必要な情報を提供したり計画策定の事務的なものを含めて地域担当職員がそれを担当し中心となって地区コミュニティ計画の事務的な部分をまずサポートさせていただくというのが機能の中の1つでございます。

ご質問の地区協議会というものでございますが実は現在まだありません。従前から白老町では第4次の総合計画で地区別の計画というものをつくってございますがこれについては町内を3地区に分けております。また毎年町連合が主催しておりますまちづくり懇談会こういったものも今の計画の地区と同様の3地区に分けてこれまでの長い間地区別の活動をしております。町連合としては例えばまちづくり懇談会をする上で通年ではなくて、まちづくり懇談会を開催する一時的な瞬間になるのかもしれませんが3地区をそれぞれ1つの地域まちづくりの協議会だという位置づけで町連合としては整理をしております。今回の地区コミュニティ計画はこういった流れに沿って3地区それぞれ歴史がございますので3地区を知り得る関係の方にお集まりいただき地区のコミュニティ計画に取り組んでいただいております。当然今できていない地区まちづくり協議会こういったものを一時期ということではなくて、こういった議論を通した中でそれぞれ3つの地域がいいのかということの議論も今後の将来的なものについてはもっと細分化することも、これは先のことで何ともいえませんが当面3地区というエリアの区分けをして現在計画策定に取り組んでいるという状況

にございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今のままであれば策定をしても事業の実施は危ぶまれます。

それでは地区協議会、今はいいですけど将来は期限を決めなければいけないと思います。そうしたらこの地区協議会が定義とか、今決めませんといっているけれども、この地区協議会が仮に必要とすれば誰が立ち上げるのですか。

それと今いっている課長の言葉を借りると、今の策定委員が発展的に地区協議会になるのですか。策定委員の名簿を見たらPTAとかほかの団体も入っているのです。けど町内会の3地区の方に当面やってもらうとなれば屋上屋を重ねるような形から、あるいは策定委員の責任がどうなるかという問題もあると思うのです。その辺ちゃんと整理しておかないと結果的に何だったのとなってしまうから私はいっているのです。必要だと思っているのです。やるのであれば町長が執行方針で高々と宣言しているのですからもっと具体的に、先ほどいったようにイメージなり構築体制があってしかるべきだと思うのです。これからつくるといふことですか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 言葉はいろいろございますが地域まちづくり協議会こういったものの定義についてはその1つのエリアの中で構成するいろいろな団体で構成して、例えば今回のように町内会それからPTA、それから民生ですとか、そのほかにNPO法人ですとか高齢者の団体ですとか子供の活動の団体ですとか福祉団体ですとか1つの地域の中でさまざまな団体が1つの組織をつくって、それはそういった関係団体の代表者によって1つに地域のことを考えてその地域の発展について議論していくという考え方であります。当然今後の活動中で町内会というのは全地区を網羅する団体でございますのでこういったものを母体とするという考え方は間違いございませんが、その町内会自体が今役員のなり手がいないだとか運営がいかないだとかいろいろな現実的な課題がございます。別な視点からも町内会の活動についての働きかけみたいなのを今行っておりますが、この地区コミュニティ計画に関係することに言及しますと町内会をベースとしているいろいろな団体を取り込んでということには今すぐにはなり得ないということで、今回の地区コミュニティ計画策定または今後の取り組みの中でより必要性を感じた中でこういった関係団体ももっと結集してこの協議会の立ち上げに若干時間がかかるであろうと現状としてはそういった考え方です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） よくわからないのだけど策定はことし3月にできるのですよね。そして物言えば策定期間5年ぐらいあるのです。それをこれからの組織をつくってどうするかといったら計画だけで終わってしまいます。早急にやるとは思いますけど。これは大きな施策なのです。それで副町長に伺いますけれども、前段議論されていますけど私もあえていわせてもらおうと、白老町は人口の減少が進んで過疎地域に指定されるなど過疎化や高齢化が進行しています。そして現実に地域や町内会での世代を超えた交流が困難にもなっておりますし地域のコミュニティ担い手も減少しています。子供の減少も顕著であって地域のコミュニティが衰退しているのです。こういう中であって私は福祉、環境、教育、防災など、多様化する地域課題を地域の人たちが解決に向けて積極的に取り組むためのコミュニティが形成されるのではないかと考えている

のです。これは非常にいいことなのです。今担当課長はいろいろ試行錯誤しているみたいですが、それで総括として副町長にお聞きします。これは施策としてですからどうなるかわかりませんが成功してほしいとか見通しを聞きたいのです。副町長に3点ほど聞きます。今まで議論していましたが今課長のほうではイメージしていていますけれども、高齢化人口重視で人材が不足している中で地域コミュニティを担う人づくりとしてのリーダー層ではなくて多様な人材の育成、確保が必要となって、今仮に地区協議会を設定してもこういう部分に対応していただけますか。あと2点ありますがまずその部分。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 何点か前段でもご質問ありましたけれども、担当課長も申しあげましたけれどもいわゆる地域コミュニティを情操するというかそういう中で前段としてソフト事業ということは、今前田議員もいわれましたけれどもここ数年やはり地域の、言葉を借りればコミュニティ不足とか衰退してきているというような状況は各分野においてもいえるというふうに取り上げられています。1つの要因としては人口の減少あるいは高齢化、担い手がいないというような人材の育成というようなことも問題としては指摘されています。そういう中でいかに住民自治の意識を高めていくかというようなことが問われているというふうに思っていますので、そのための手法としてもう少し地域がこういう課題があるというようなことを出し合ってもらってそれに向けて自分たちはどうするのだと、あるいは行政の考え方はどうなのだというようなことを含めて地域の中で自分たちの問題、自分たちの課題として協議してもらいたいというふうに思っています。手法は先ほど課長がいうようにいろいろ模索しているところもありますけれどもそういう中で地域ごとの各団体、諸団体が課題を出し合った中でコミュニティを高めていくというようなことをやっていただければというふうに思っています。多様な人材、こう見ればなかなかいろいろな方がいないのかと思いますけど、まだまだ発掘すればいろいろな経験値を踏まえた中で人材がいるとは思っていますので、そういう中ではそういう協議会の中にも参画していただいた中で地域の課題をどうするかというようなことをその会合の中でも行政入った中で協議をする場面、場所をつくっていききたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 策定委員会の中で3地区で町内会に任すというのは私は正直無理だと思います。今までも町内会はやってきているのです。ただできないということでそれでコミュニティ計画をつくりましょうという原点だと思います。

それで今いった地区協議会です。これはちゃんと申し上げておきますけれども、多分勉強されていると思いますけれども、これはおおむね小学校区や公民館区域を1つのコミュニティエリアとしているのです。多分ご存じだと思います。地域の活動団体や個人をよこ糸で結ぶネットワークです。町内ではばかりではないと先ほどいいました。そういうことでこれは町民の合意形成と新たな組織の仕組みづくりをつくるということなのです。だけど今の考えでいけば既存の町内会が自主的に率先してやるようないい方をしているのですけれども、本当に今の町内会を発展的にそういうものにさせようとしたらできるのか。これは連合町内会の主導ではないと思います。町のほうで多分担当職員がやっていくと思います。本当にこれは新たな組織をつくったとしても今目的としていることの事業や継続性を今のままで維持していただけますか。私はだめだといっているのではなくて本当にそこまでも考えてやらないと、ただ町長がいったコミュニティ計画の策定をつくっても総花的で何もできなかつたら今までやっているものをつくりましたになってしまうのです。これから人

口減少でも議論しますけど、そういう部分を踏まえていますかということをおっしゃっているのです。その辺についていかがですか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 今ご質問の今後のことについて若干説明をさせていただきますが、これまでも私ども白老町は町内会と協働のまちづくり、町連合ですとかこういった形で取り組んできた歴史がございます。また今後の地域まちづくり協議会等の組織化に向けても実は町連合のこれまでの考えの中にはいろいろな活動の経緯経過の中でまとめられている一考がございます。他のまちから多くの視察を受けそういった対応をさせていただいている中で町連合としてもこういう形で将来的に地区の組織化について取り組んでいきたいという考え方が一部でございます。ただし現状においてなかなかそういったものが進まないという実情もございます。それはいろいろな要因がございます。そういった中で町としても今回一緒にこういったものをより進めるといことでの取り組み。当然その中には地域の人たちがどう助け合っていくかという根本的な中身についての議論をしながら組織化に向けて、小学校区ですとかおっしゃっているような公民館区こういったようなものも視野に入れながら今後の検討を進めていきたいという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 最後に町長にちょっと伺いますけれども、このコミュニティの関係については計画策定に町民の皆様が参加実施に向けていくものであって、その事業の実現の手段と担保については町内会でやりなさいとおっしゃっているのです。それはそれでいいのです。それを踏まえて、町長から先ほど将来につながる地域創造のまちづくりの答弁がありました。これまでの地域においても、私も見ましたけれども町内会が組織されて多くの住民が地域活に根ざした活動を行ってきているのです。それはまず考えなければいけないと思います。そして地域コミュニティ計画によって新たなまちづくりを行う組織、地区協議会と町は財政健全化プランにちゃんと固有名を出しているのです。組織化。あるいは今の町内会を拡充するか、発展的に何かつくるか。そうすれば私はこんなあやふやではなくて本当に町長がやるとすれば条例化するなどして位置づけしたらいいのではないかと思うのです。ということは例えば地区協議会の設置及び支援に関する条例をつくって、総合計画等の行政計画との総合補完や連動性を確保して町長が目指す将来につながる地域創造のまちづくり、これをやっぱり不動にすべきなのです。そして転換期にあるコミュニティ組織の強化を図るべきだと私はそう思うのですけれども、そこまで町長は踏み切る考えをお持ちですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今の考え方は条例化についてでよろしいですか。条例化についての考え方なのですが今のところは条例化を考えておりません。住民自治の基本条例がありますのでその中の地区コミュニティ計画も含めて地域とのかかわり合いだというふうに思っておりますので条例化については考えておりません。ただ今の時間でするありましたけど担当課長がいろいろところで模索しているのには理想と現実の間というか、今議員もおっしゃっていたとおりに高齢化が進んでこのコミュニティ計画をきちんとしたものになければならないというところは一緒だと思うのですが、これにはいろいろな町民や住民の方の協力が必要でありまして今は全域を網羅する連合町内会を中心に動いてはおりますが、この中の会長さん方役員の方々からもやっぱり高齢化の問題もしくは頼まれたからやったのだとできれば本当は別人にやってもらい

たいのだとかいろいろな意見があります。その中で地域をきちんとつくっていくにはまず会長さんや役員さんやここに入ってくる人方の方向性を一緒にしなければならない。ビジョンという話があったのですがビジョンをきちんとしなければならないというのはそのとおりでございます。今そのビジョンをつくる策定の中で進行していますので、それは考え方がたくさんありますのでその考え方を一緒にするという事でまちづくり研修会や講習会を多々やっております。ただこれも皆さんと一緒に1つの方向へ向かうためにやっているのですがこどもやっぱり個人個人のこと考えるとそれぞれ負担になってきているという声も聞いておりますので、これは負担ではなくて自分たちの住民自治の意識の醸成だというふうに意識づけをして一緒に進まなければならないというふうに考えておりますので、この地区コミュニティ計画はこれから高齢化、少子化の問題を抱えるまちとしては非常に大切ではありますがそれには十分議論と方向性をきちんと出していかなければならないということでありますので今のまちづくり研修も含めて継続をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 一緒に考えるといってもご存じのようにこれがなかなか戸惑っているのです。何をつくっていいのかと。私も聞いています。先ほどいったようにやっぱり町としてコミュニティ計画策定の指針、ガイドラインあるいは制度設計を、町長はこういうことを考えていると、そしてこれから時代はこういうものにしたいたいというのがあって委員の方と議論していろいろ直したりこういうものをつけ加えたりこうだというのができるのが本来あと重います。ただそちらへ投げてもまとまらないと思います。担当課長大変だと思えますけれども町長と相談して町としてのコミュニティ計画指針、それと制度設計をちゃんと整理した中でこういうものを目指してぜひやってほしいと思います。

時間ありませんので公共施設の活用について入りますけれども、今答弁いただきましたけれども地域担当職員のほうでは整理廃止・統合の方向ではなくて答弁から見れば利活用の促進のほうに舵をきっているのです。しかしことしの3月に白老町公共施設のあり方の見直し方針をつくっているのです。これは多分議会に配布になっていないと思います。この内容はどうなっていますか。

○議長（山本浩平君） ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午前 11時03分

再 開 午前 11時14分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を継続いたします。

答弁をお願いいたします。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。公共施設に活用促進の方針についてということでございますが、今回の取り組み中では公共施設の中でも人が集まり活動する公共施設こういったものに絞って今回多くの町民の方が集まりいただく中で議論するという事での取り組みを考えております。現状の各施設の利用実態を捉えながら、そこにある問題点や課題を確認させていただき地区・まちづくりの視点からこれらの施設の活用促進を図りたいという考え方が1つであります。当然今後施設によっては老朽化ですとかいろいろな課題がございますので、今後の検討になります。

の施設の運営について例えば地域での自主運営ですとか最終的には統廃合そういったものもあるのかということですが、今回はそういった議論をしたいという考え方で取り組みをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） ただいまご質問の中で公共施設のあり方の見直し方針これは3月に今ご質問あったとおりに策定いたしましたして各課、施設管理者にもそれぞれ出しております。基本的な部分は今ちょっと中村課長も触れていましたがその施設を今後どうしていくか統廃合も含めた中での考えもございまして、今後地区協議会での協議の中ではこういう方向性も方針もベースに議論していかなければならないというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 地域コミュニティ策定委員会のほうについては今課長いっていましたがけれども具体的には公共施設の有効活用をすところういっているのです。利用促進、委員の人もそう思っているのです。統廃合何て誰も思っていない。

それと今見直しの方針ありましたけど、この中に公共施設の統廃合の推進、新築・改築の凍結、維持管理費の削減このようにうたっているのです。ということは、今いっているコミュニティ計画の策定の中では公共施設の利用促進の検討です。方針では公共施設は統廃合といっているのです。

さらに財政健全化プランでも公共施設の整理合理化を進めることにしていますところういっているのです。そして白老町第3次集中改革プランでも用途廃止施設等の活用、処分の方針を策定するところういっているのです。ということは今町長から答弁ありましたが私が今いった各課で持っているものを含めて1点だけという町長の答弁に一貫性ないのです。バラバラなのです。今の答弁では利活用促進という答弁あったのですから。ということは縦割り行政によって公共施設のあり方の施策に矛盾が生じているのです。これはどう思いますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず公共施設がどうあるべきかというような検討をするときに、方針を出したけれども今後の維持管理経費等々を踏まえたときにいわゆる持続可能な施設かどうかこれを検討するというようなことといえば、その施設のあり方を踏まえたときに統廃合が検討できないかというのがまず1つの方向性としてあります。統廃合を検討する場面ではその施設の利用状況これは当然のことながら抑えた中で利用促進というのも方策の1つというふうに押さえていますので、検討する方法の中には公共施設の多様性を考えたときに統廃合ができないかというような考え方の前段として公共施設の利用促進が今後図れるかどうか。そこを押さえた中で最終的な方向性を決めていくというふうに思っていますので、方針は方針で当然ありますけれどもそれに向けての前段の検討事項としては今後の利用の方向性といえますか、そこは押さえた中で最終的に施設の方向性を決めていきたいというふうに思っています。答弁のほうが利用促進あるいは統廃合というような、いってみればちょっと違う方向の表現になっていますけれども考え方としては先ほどいいましたとおりに、そういう考え方を前段としてその施設の利用価値といえますか、今後の利用性を検討した中で最終的な施設のあり方を決定していくというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これですべて終わりますけれども早急にしないとだめなのです。そして公共施設の整理廃止・統合の対策については国からの公共施設統廃合管理計画によって28年度までに策定するといっています。この内容は私見てきてわかっているけど厳しい内容です。一朝一夕にできません。早急にしないと。これまでのように、そして何よりも実現の可能性を念頭に置いた計画にしなければいけないのです。国にただ沿って出せばいいというものではなくて地域の特性を生かして。そして今議論もしましたけれども、このように各課バラバラな現状維持のままでは施策の実現は前に進まないと思います。これは副町長もそう思っているのです。そこで所管担当を1つにするとか責任負わせてやっていかないと私は絶対できないと思います。その責任部署などの専任組織はどういうふうに考えますか。一本化して本当にやる気があるのか。今までの現状で各課バラバラで誰かが指令していればそれでいいのか。その辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 組織としてどのような組織体制というのは具体的にはあれですけども、いろいろな事業をやっていく中でそういう中核になる課といいますか単体があって、そこで基本的な町の考え方を所管する部署に発令すると。それは1つの部署ですべてのものが整理できる話には多分ならないというふうに押さえていますので、やはり方針を押さえるところとそれからその方針を発信するところと、その受けたところがどうそのものに対する考え方を整理していくか。それを集約した中で町の方針を決定していくと。これは事例として例えば少子化にしても高齢化にしても多岐にわたる分野がありますので、それを一括で担当部署ということになりませんのでそれと同じような考え方の中で指令の部署を置いた中でそれは発信して行って所管する担当部署で整理した中で集約して方針を最終的に決定すると取り組みについてはそういうふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） まちも小さくなってきます、財政も厳しいです、そういうことで将来の施設管理、統廃合も私はやっていくべきだと思うのだけど、それは将来のまちづくりをするという観点の上からも必要だし、議会と町民が情報を持ったり現状認識を共有しながら進めていかないととんでもないことになると思いますので、その辺は十分にやってそして司令塔の責任部署をちゃんと決めてやっていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的にどの部署で発信して集約していくかというのがはっきりしなければ、発信だけして受けとめるほうはどう取り扱っていいのか、あるいは受けとめたほうがいわゆるその考え方の方針をどこに投げ返していいのか、それもわからなくなるとやむやみに事業が終わってしまうというようなことですから、基本的に今方針のほうは行革のほうでやっていますのでそういう中の仕組みの中で先ほどいった取り組みの仕方そういう形で進めていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に人口減少時代を迎えたまちづくりの政策展開について質問します。

（1）、人口減少時代、社会を迎える認識と町にもたらす問題、課題、影響はどのようなものなのかにつ

いて。

(2)、白老町の長期的人口予測について。

(3)、人口減少時代を迎えた政策づくりのプロセスについて。

(4)、人口構造の変化に伴う産業振興計画策定の考え方と展開及び進捗状況について。

(5)、定住自立圏構想による白老町の役割分担と白老町第5次総合計画との整合性について。

(6)、過疎地域指定による影響と白老町過疎地域自立促進計画策定での特徴的な事業と有効活用による展開及び白老町第5次総合計画との整合性についての6項目です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 人口減少時代を迎えたまちづくりの政策転換についてのご質問であります。

1項目めの認識と問題、課題、影響についてであります。白老町の人口は約30年前から微減が続いておりますが平成16年から人口の1%を上回る減少となり、主な要因は企業の縮小や撤退によるものであります。人口減少時代が顕在化してきていると認識しております。人口の減少は地域の過疎化という形で大きな影響を与えております。一般的には過疎化が進行すれば地域の産業が衰退し雇用の場が失われ、また人口減は税収減にもつながるため行政サービスが低下し町民の生活環境が悪化してまいります。そのことが都市部へのさらなる人口流出につながります。このような状況が続けば地域が疲弊しかねないことから地域活性化が急がれると強く思っております。

2項目めの長期的人口予測についてであります。国立社会保障人口問題研究所の25年3月調査によりますと白老町の人口は22年に1万9,376人で、これをもとに10年後の32年は1万6,542人で2,834人減の14.6%減、20年後の42年は1万3,571人で5,805人減の30%減、30年後の52年は1万748人で8,628人減の44.5%減と推計されております。特に20歳代から30歳の年齢層では10年後に21.9%減、20年後は33%減、30年後は53.4%減と予測されております。

3項目めの人口減少時代に向けた政策づくりのプロセスについてであります。さきに人口減少が進むことに対しまして地域活性化が急がれると申しましたが、かつての人口増加や経済成長の時代では行政においても公共投資等により活性化を図ることができましたが、今後最も重要なことは地域活性化の中心的な役割は町民、民間が担うという原点に立ち返らなければならないと考えます。地域活性化の究極的な目的は町民の幸せの追求であります。よって行政は町民が地域活性化に参加できる仕組みづくり、リーダーの発掘や利害関係者間の意見調整といった地域活性化の主役である町民をきちんとサポートする機能と役割が求められます。これまでに経験のない政策づくりに向けては地域の独自性を発揮できるよう地域の経済構造や地域資源を把握した上で多くの情報や知見を集め目標を共有した一体感を醸成する活動によって地域の強みを生かした政策をつくり新たな社会システムに向かって実行していかなければならないと考えております。

4項目めの産業振興計画策定の考え方と展開及び進捗状況についてであります。32年に民族共生の象徴空間で国立博物館の開設が決定されポロト湖畔を中心に来訪者の増加が期待される一方で産業基盤の強化が課題となっております。そのことから商業観光の振興策を総合的かつ計画的に推進するため滞留・滞在機能の強化、6次産業化、商店街商業施設への来訪者の誘導と受け入れの3つの観点を基本方針に定め実効性ある基本施策等を立案してまいります。現時点では過去からの取り組みを踏まえた中で現状把握に努め地域活性化及び産業振興上の課題を洗い出しながらか検討しておりますが、特に食と観光を中心とした1次産品の生

産基盤等の強化から6次産業化への発展そして雇用の増加へと連動できるよう人口構造の変化も捉えながら人材確保策も検討してまいります。

5項目めの定住自立圏構想による白老町の役割分担と総合計画との整合性についてであります。定住自立圏構想においては中心市と近隣市町村が連携協力することによりお互いの強みを生かし足りない部分は補い合うことで圏域全体として住みよい地域を目指す取り組みであることから本町の特性を踏まえて連携項目の協議を進めてまいりたいと考えております。第5次総合計画においては広域的な協力・連携により効果的な行財政運営を目指すこと施策目標としていることから、町民ニーズに対応した行政サービスの提供を目指して定住自立圏構想を推進してまいりたいと考えております。また連携事業として取り組む事業につきましては第5次総合計画との整合性を図って協議を進めてまいりたいと考えております。

6項目めの過疎地域指定による影響と過疎計画策定での特徴的な事業と有効活用による展開及び第5次総合計画との整合性についてであります。過疎地域指定を受けたことにより過疎債を初めとする財政上の優遇措置を受けることが可能となりましたが、財政健全化プランに即した規律ある財政運営を進めることを念頭に現時点では26年度において過疎債を財源とした新たな事業に着手する予定はありません。翌年度以降については地域の活力向上と健全な財政運営のバランスをとりながら、優遇措置を活用し地域の自立促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。また過疎計画における自立促進対策の基本方針は、第5次総合計画の基本方針に掲げる5つの基本方針と同一の基本方針であり総合計画との整合性を図った内容となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。ただいまの長期人口予測については人口問題研究所の試算数値で答弁ありました。しかし先日同様の質問をした同僚議員には日本創成会議が試算した数値で答弁されております。重要な部分の数値がこのとき答弁で触れていませんでしたけれども日本創成会議は全国の約半数の896の市区町村がこのままで手をこまねいていると将来は消滅する可能性があるとして消滅可能都市を公表しているのです。このことがご承知のとおり各方面に衝撃をもたらしています。この消滅可能都市に白老町が入っているのです。そうですよね。それで同会議の増田座長は今日本が全国が限界自治体化する危機を迎えていると警鐘鳴らしています。そこでその前段でもある限界集落についてお聞きします。道は昨年限界集落の調査をしています。町も回答していると思いますがどのような項目で調査が行われ白老町としての限界集落はどのような実態になっているかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 北海道が調査している集落のアンケート調査でございますけれども、集落につきましては各町が指定する集落ということで統一はされておられません。白老町の場合は6地域ということです。その中で限界集落一般にいわれておりますのは高齢化率50%以上ということになっておりますので、白老町の現在のところの大きな地区としての集落としては限界集落は発生しておりません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老は社台・白老・森野・石山・萩野・北吉原・竹浦・虎杖浜の各地域に分散されて、その地区でも人口減少が進んでいて地域でも活力維持が困難になってきてさまざまな影響が出てい

ると思います。この要因の1つも人口減少だと思います。そこで人口減少の実態についてお聞きしますけれども、この数年間各地区でどれだけの人口減、減少率になっているかデータとして数値は押さえていますか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 地区ごとの人口推計でございますけれどももちろん推計につきましては国立社会保障人口問題研究所が出しているもので自治体ごとの推計となっております。総合計画をつくるときにそれを地区ごとにコーホートを使いまして推計しているところでは総合計画書の6ページに載せております想定人口というところに地区別で出しております平成32年の地区ごとの数値を出しております。大きいのは高齢化50%を超えていく地区があるかどうかということですが平成32年においては北吉原・竹浦地区が50%を超えていくという地区で把握しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私この数年間でどういう減少をしているかということを質問したのです。私調べてきましたので聞いてください。21年と25年を比較しました。22年が2万人割った。5年間で町全体では1,642人の減。年平均328.4人になっています。間違いないと思いますけれども地区別で社台が70人、白老624人、森野が4人、石山62人、萩野266人、北吉原151人、竹浦279人、虎杖浜186人となっているのです。これを減少比率で見るとまち全体では8.17%、1割近くに迫いついてきています。地区別に見ると1番高い減少率はどこだと思いますか。竹浦です、12.28%。次に虎杖浜が10.53%。萩野が9.23%。社台7.48%。白老が6.95%。北吉原6.9%。石山が5.72%、萩野には萩野の石山が入っていますから。このようになっているのです。この地区の人口減少率を今私申し上げましたけれどもどのように捉えますか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 答弁で申し上げましたように大きく人口減少が顕在化してきたのは最近でございますけれどもそれまで30年間微減が続いております。人口の減り方と申しますのは自然動態と社会動態がございまして、まず自然動態につきましては出生数より死亡数のほうが上回れば当然減っていくと。社会動態につきましても転出数が転入数より多くなれば人口が減っていくということでございますが、顕著に死亡数のほうがふえてきたのが平成9年、10年ぐらいから逆転現象が見られます。社会動態につきましても平成9年頃に逆転現象が発生しまして、しかも社会動態につきましてもそれぞれ全体の数値も落ちてきているというところがございます。大きな要因は答弁で申しましたように産業、いわゆる企業の動きによって顕著になってきているということでございます。そういうふうには押しております。

○議長（山本浩平君） どのようにそれに対して思っているのか、感じているのか。

高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） いわゆる創生会議が出された消滅自治体予想で全国の自治体でそのような動きが活発化しておりますけれども、白老町におきましてもやはり少子化、高齢化、人口減少に対しましては大きくは働く場をつくっていかなければならないということが1つでございます。今自宅から通える学校が終わりますと大体18歳から20歳ぐらいの方は町外に転出してしまおうと。それで学校が終わってから町内に就職があるかという決して多い状態ではないということがございまして、産業の雇用の場の拡充というものが1つは大きな問題になります。それと子育て世代や若い年代層の方たちが住みよいまち

の環境づくりというものを進めていかなければならないというふうに認識しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今申し上げましたように地区別の人口減少の実態は地区によっては常2桁に及ぶ人口減少率になっています。今人口が減る要因をいいましたけれども人口減少というのは一旦動き出すと簡単にとめられないのです。むしろ加速していくのです。

次に政策づくりについて入ります。町長は政策づくりについてこう答弁しています。地域の強みを生かした政策をつくり、つくるといっています。そして実行するところについております。そこで積極的かつ前向きな答弁をいただきましたので政策づくりに向けた質問に入っていきたいと思っております。

そこで早速ですけどこの政策づくり、時期としてはいつ頃までに策定しようとしているのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

〔13番 前田博之君登壇〕

○副町長（白崎浩司君） 前段で人口の減少等々の数字的なことがいわれます。当然そういう中で日々やっていることとしてはやはり産業の基盤づくり、それと若者の雇用づくりということが少しでも人口の減少に歯止めをかけるというふうに思っています。このことは白老の街づくりの中で政策的に考えたときにやはり今までの総合計画の中でも示しているとおおり、企業誘致でもそうですけれども一朝一夕にはすぐ答えが出てこないというような状況も当然のことながらありますので、そういう中で息の長い間企業誘致の活動もプラスして雇用の場をどうつくっていくかというようなことが既存の企業を含めて非常に大事なのかと当然思っています。そういう中ではいつからということではなくて今もってまちづくりをどうしていくというようなことは総合計画の中でも反映していきますし、それを実効性のある事業化といいますか、そういう形でもっていくということで、いわゆる政策づくりはどうしますかということは来年、再来年度など全然そういう話ではなくて、今もってまちづくりに考え方の中で事業化していくというように常日頃からまちづくりという視点の中では押さえた中で事業執行していきたいと当然そういうふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 先日の同僚の少子化問題の答弁でこういっているのです。まさに人口減少問題は待ったなしの近々の課題で認識していますと。今の答弁でいけば総合計画の中に措置していますという話みたいなのです。そしてあわせて少子化対策の各課で持っている施策を一本化するとこういう答弁があったのです。今の副町長の話ではまた総合計画に戻ってそれぞれでやるという話だけでも、これは急激な人口減少過程に突入して超強するという意識を持たなければいけないと思うのです。人口減少問題は重要で深刻な課題であり私は対策が急務だと思うのです。政策をめぐる議論も当然シビアなものになっていかなければならないのです。どのような戦略で臨むのか。まちの施策形成、戦略策定が極めて重要な意味を持つてくるのです。そのためにも人口減少に伴う諸問題の洗い出し、あるいは人口が減った変動の洗い出し、そして同時に地方財政計画及び総合計画の基本計画も新たな視点で総点検を見直すということが必要ではないかと私は思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 初日の一般質問等々でもお答えしたとおおり今大きな直面に当たっている少子

化それからもう1つは高齢化という問題もございます。この前答弁したのは多岐にわたるということを総合的に対応できるという状況では組織としてはなかなか難しいので、これについては先ほどの答弁と若干似ていますけれども中核となる部署の中で各所管する対策を集約する中で少子化対策そういうことを整理していきたいというふうに思って、前回の答弁では1部署ということではなくて総合的に政策を展開できる指令部署をつくった中で対策を検討していきたいというふうに思って答えました。その方策の1つとしては企画課長もお答えしましたけれども各部署、各部署で少子化に対する政策はそれぞれ行っていますので、そういうものを集約した中で政策集といいますか白老町の取り組んでいる政策を集約した中で町民あるいは転入者等々には少子化への向かっての事業を広くわかるような形でご提言していきたいというふうに思っています。これについては他市町村の事例も若干押さえておりますのでそういう中では集約というのは事業を整理した中で町民の方にも説明していきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 総合計画にすぐ集約してしまうのです。それはわかりますけれどもそうではなくて私がこの答弁をもらったのは少子化の中で政策をまた少子化対策として総合計画等から抜き出して新たにやって1つつくるのかと思っているのです。私はそういう観点で質問しているしそういうものつくってほしいと思います。そして人口減少時代の課題解決の困難を考えれば副町長もいっているけれども政策の総合性の確保は当然なのです。これはなくして政策の有効性は発揮できないのです。そこで施策プロセスについて具体的な答弁ありませんでしたが時間ありませんので置いておきます。これから少子化に向けた政策づくりをする上でここだけで気をつけてほしいということだけ申し上げておきたいのですけれども、最近新聞も賑わせていますけれども国も道も人口減少対策の構想や計画をつくろうとしています。だけど町は決して国や道の施策実施の下請機関化するようなビジョンや計画にするのではなくて、白老町という地域性を踏まえた政策目標に特化すべきと思いますけれどもこの辺について町長のお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 人口減少の対策は本当に幅広いと思うのです。おそらくこれは短期にはできないので長期的になると思います。今議員おっしゃったとおりに地域の特性を生かした人口減少対策は本当に重要だと思っております。それに加えて今国、道が政策します人口減少、これは私は実は1つのまちだけではできないと思っている部分も多くあると思いますので、この辺は国や道の下請けではなくてちゃんと連動性を持って取り組んだ中に地域性をきちんと出していかなければならないと考えておりますので、下請けという言葉ではなくてちゃんとこちらからも情報発信して地域の事情にあった人口減少の問題に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私も同感です。ぜひそうしてほしいと思います。

それで先ほども話しましたがけれども日本創成会議の増田座長は住民レベルでできることをこういつているのです。人口減少の正確な情報を理解し危機意識を共有することが大事だと、そしてそれが十分にできていないときに対策を打っても効果がないといっているのです。そして人口減少の問題は地域ごとの要因が異なり全国一律の対策は難しい、地域で対策を考えていくしかない指摘しているのです。もっともだと思いま

す。そこで当然町民の理解と協力は必要でございます。一方大きな問題ですから議員は政策過程の多くに場面にしかかわる重要な役割を果たしてきていかなければいけませんので議会も町もやっぱり政策の転換という決断の時期を迎えていますので新たな発想で政策づくりをしていかなければいけないと思うのです。その中で最後に増田座長はこういっていますのです。私もこう思うのですが政治行政、住民が一体となり議論し知恵を絞る必要がある、いたずらに悲観することはない、未来は変えられる、未来を選ぶのは私たちであると非常にいいことをいっています。私もこういう政策をつくってほしいと思うし一緒につくっていきたくと思っています。そこで町長も答弁で幸せを追求できるまちといっています。ぜひ町民が心地よく、そして幸せに暮らせるまちにするためにも今町長からも答弁ありましたけれども、決断と実行で政策を前へ動かしてみなければいけないと思いますけれども、町長、少子化対策この施策を前に動かしてみようという固い決意はありますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） これは私が町長になる前から少子高齢化という言葉が出ているように対策をこれから始めるのではなくて今も企業誘致等々も含めて環境整備を含めて取り組んでいるところであります。公約の中にも中学生の医療費無料化等々も入っておりますのでその辺は十分理解されていると思うのですが、それに加えてこの人口減少問題は先ほど副町長の答弁のとおり1つ1つの課だけではなくて連携をしながら危機意識を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に産業振興計画についてであります。これについて私はことしの3月議会で産業振興計画策定について質問しています。それで町長はこういっているのです。基本方針を設定するとともに産業振興計画を策定し各種ビジョンを体系化した計画をつくる、基本方針を設定するといっているのです。今回の産業振興計画の策定に先立って産業振興基本方針はつくられていますか。それに基づいて今回の具体性に入っていると思いますけれども産業振興基本方針について伺います。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 今年度の調査で基本方針を示させていただいて実際の実行計画に移らせていく予定でございます。基本方針の方策につきましては産業振興の中で重視して、1問目の答弁でお答えのとおり滞留滞在機能の強化であったり6次産業化それから商店街、商業施設への来訪者の有税を受けるなどのそういった観点の中で方針を定めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） これからつくるといふことでよろしいですね。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これは後から質問しますが実施計画を見ても事業名が産業・商業・観光となっているのです。これは商業・観光に特化しています。その前になぜ産業計画の方針がないのに個別計画に入っていくのですか。方針があって町長が知っているそれによって各種の体系的なビジョンに入っていくといっているのです。だから本来は方針があってその中で先に商業・観光の部分の振興計画をつくるという意味ではないのですか。だから私は町長があなたの方に対して全体の産業経済の施策をつくるための方針は出ているはずですが。観光はこう、商業はこう、農業はこう、この中でこうだと。当然後から連動するのですから。

そのことをいっていますから方針はどういうふうに町長から出ていますかということです。大きな考え方が、つくってなくて先に入ったということですか。それならそういつてください。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 今回の産業振興計画の策定に当たりましては昨年度来から担当課としては商業・観光を特に中心としてこの調査事業を始めているということで前段議会でもお話したと思います。今前田議員からご指摘いただく部分でいきますと本来でいけば基本方針というものはきちんと総合計画から体系化を図ってやるべき捉えだと思っておりますが、今年度調査に関しましては今商業・観光中心として取り組んでいますので並行しながらこういった方針のくくりは検討していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 本来はそれがあるべきで前段で議論しました人口減少の中で白老町の各地区、人口研究所の出している数字ではなく白老町として独自にどういう人口推計になるのかということを出した中でやっていかないとただつったことになってしまう可能性があるのです。今答弁あったように方針ないと。内容については今答弁ありました。今回策定する産業振興計画は国立博物館開設によるポロト湖畔来訪者の増加による商業観光振興のためといっているのです。当然個別計画です。今はいいです。基本方針がない、これからつくるでしょう。それに沿ってまたつくる。その前に一方で町は象徴空間や博物館の整備されることに伴い地域経済や地域活動を活発化していく目的で白老町活性化推進会議を設置するといっているのです。これは答弁にちゃんと書いてあります。その推進会議で26年度に推進構想をまとめ27年度に推進プランを策定し28年度以降に事業推進は整備段階に入るとしています。それではさきの6月議会で町長はやりますと、そして活性化推進会議で地域経済やまちの活性化に向けた全体構想すなわちランドデザインをつくっていきたくらいのことです。いいですか。活性化推進会議の策定で構想やプランを元に施策を体系するといっているのです。そうしたらこれはできていますか。どこまで進んでいますか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） まず初めに誤解が生じるといけませんので。産業の振興方針につきましては総合計画で示されているというご理解でお願いしたいと思います。町の活性化推進会議で議論している関係と今回の産業振興計画の策定についてでありますけれども、これは双方が連携して今進めているところでございまして産業振興計画をつくっている産業経済部署におきましては活性化部会の事務局を担っておりまして、その中で活性化推進構想そして来年度に計画とプランをつくっていくということで現在部会ごとにおきましては課題の洗い出しですとか方向性についての議論を進めているところであります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 総合計画に入っているとありますが、この策定の方針はそれらを肉づけした方針になってくるはずなのです。そういう解釈であれば全体の産業施策は見えてこないのではないですか。振興方針だって抽象的です。そういう認識の上に立っているのだからこうなるのです。今いったように活性化推進会議の全体構想、ランドデザインもできていません。町長の産業計画策定の方針もないと。その中で個別計画になってしまうのではないですか。それでは今後活性化会議が策定しようとしている全体構想、

そしてこれからつくとっている、町長のいっている産業振興計画の基本方針これとどういうふうに整合性をとるのですか。それをとってから、もってからやるということですか。もう具体的に答弁も入っていますでしょう。そういうことをやるといっているけど。その辺はどういうふうに今後整合性をとるのか。今の担当で考えている計画がストップしてそれが出るもの待ってからつくるのか。その辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 現在の作業状況でございますが基礎調査的な部分を既存の取り組み等を整理した実態把握を努めております。当然のことながらこれを進める上で今後リーディングプロジェクトに進める上ではそれぞれの総合計画から関連する、前田議員ご指摘いただく部分と関連性をきちんと整理するということが最終的な計画づくりの捉えとなってきます。現時点ですり合わせ等はこれから年度内という取り組みになってくると思いますがけれども、そういった視点で取り組むと担当としては考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私、何も攻めているわけではないのです。今白老町にとって非常に大事なのです。そうすれば全体があって個々の計画へいくと思うのです。例えば今回の個別案件ごとに計画策定していくと木を見て森を見ない計画になる可能性があります。後で整合性を保つといっているけど。そういうことはやっぱり我々施策を担当とする者として言葉悪いけど許されないというか、そういう形で政策形成をやっていないと片手落ちになってしまうのです。ぜひその辺もう1回整合性をとって作り直してください。

もう1つ聞きますけど、3つの要素の中に6次産業を出しています。なぜ6次産業が組合せになったのか不可解なのです。ご承知のとおり6次産業化は各種産業が1掛ける2掛ける3、あるいは1足す2足す3です。これも前の議会でいっています。新たな事業創出がされて価値感ができるものなのです。そして地域資源を生かした産業であり地域経済を支える基盤づくりの戦略なのです。よって独立した形で計画策定を考えるべきなのです。いまいったら取ってつけたような形で6次産業化というけどできていないのです。これからつくらなければいけないのです。それではお客さんが今来るといっているのに連動しますか。どういうふうに形つくっていきますか。そこはちゃんと整理していると思うけれども整理しなければいけないのです。そういうことで私も関連性は否定はしないのだけどトライアングルの結びつける理論には無理があると思います。つくろうとしている振興計画でこの3つのポイントいっていますけれども、あなた方がつくっている計画の中で一貫性保たれますか。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 6次産業化の捉えでいきますと非常に大きく捉えておりますが、1つ1つの仕組みを考えていきますと既存の資源それから今後農産物も含めて生産体系を持っていく部分の仕組みからいけば、やはり域内の循環を想定して考えていきますとやはり6次化という大きな捉えで進めるということになってくると思いますが。ただ議員ご指摘のとおりこの産業振興計画は商業・観光中心ではなく1つの6次化いう取り組みでいきますともっともっと大きな個別計画をきちんと示していかなければならないと思っております。先日の代表質問でもありましたように農林水産業の地域活力創造プラン、国が示していると思いますがけれども、そういった中でいきますと国から支援を受けるためには個別計画、地産地消計画であったり時には条例化という部分も現在検討に入っております、年内、年度内

におきまして6次化の推進に関しては別途これも関連づけを踏まえて取り組んでるという状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 時間ありません。本当は具体的に議論したかったのだけど細かいことはいいです。

この部分で最後になりますけれども、私はまちの経済再生の基盤づくりは基幹産業である農林水産業を重点とすべきだと思っているのです。その中に新たな創造的な産業振興として地域にある異なる資源を可能な限り発掘して活用することで地域の差別化を図って付加価値が生み出してくるのです。それを利用するといっているのです。そうすれば地域内からの視点で創造する産業の活性化を強固することが必要なのです。そういうことをして活性化推進会議が策定しようとするグランドデザインとも連動するこのような戦略を転換してこそ地域のパワーアップが期待できるのです。だから産業振興計画の方針はまだ出ていないといっていますけれども、やっぱりもう一步町内で考えてほしいのだけど総合的な産業の振興計画にまずシフトとしてその中で個別の計画に入っていくと非常に片手落ちで担当課しかわからないものになってしまう可能性があるのです。やはり私は白老町の今の地域活性化、閉鎖的、停滞している産業、地域を考えたらまず産業おこしだと思っています。総合的な産業振興計画をつくったらどうですか。議会も含めて。またそれぞれに活躍している人や経済界には優秀な方がいますから。そういう意味でまず総合的につくるべきです。当然もう1つとしては何回もいうけど活性化推進会議だって町の歴々の方々いっぱい入っているわけでしょう。どうも矛盾を感じるのですけどその辺いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今最終的なご指摘で総合的といいますか、1次から3次を含めた全体的な白老町の産業の計画と。ご指摘のとおり特化した部分ということもございませけれども、その前に場合はやはり全体的な基盤がなければそこだけをとということにはなかなか難しいというか。後で整合性をとるというのもなかなか難しい部分がありますので、今ご指摘の部分については十分理解するところでございます。

今回象徴空間の部分で活性化推進会議を立ち上げましたけれども各分野の方々を参画していただきます。当然そういう中で部会を分けた中でポロト地区に象徴空間の地域になりますので白老を含めた全町的な商業それから観光ということにどちらかと特化したというようなことと、あるいは勉強会も含めて今やっていますのでそれらについては今のご指摘の部分を含めて取り入れていきたいと。その前段としてやはり白老の先ほどの人口減少の問題でもまちづくりということでも同じことだと思いますので、私どもも総合的に白老の産業の方向性といえますかそこら辺を総合的につくっていかねば一体となった方向性が見えてこない。町の取り組みの方向性が見えてこないということもご指摘されますのでまちづくりとしてはやはりそういうものをつくった中で、そして部門別の計画をつくるというような形の中で進めていきたいと思っております。具体的にどういうことの前算づけというのはこれから検討させてもらいたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひ町長は民間経営の発想で行政を経営するといっていますので従来の役所の

古典的な振興計画的なつくりではなくて新たな英知を結集した創造豊かなものをつくってほしいと思います。

今副町長は検討しますといっていますけど、きのうおとこの新聞を見たら伊達市は議会はもう検討するという言葉は使わせないということを行っていますので、検討するのではなくてこれはぜひ早急に議会にも1つの産業振興計画の方針を出していただきたいと思います。これは答弁ありません。

それでは次、定住圏構想について1点だけお聞きします。具体的な答弁ありませんでしたけど取り組みの事項1つに生活機能強化があります。この中で医療・福祉・教育振興が協議されるといっていますけれども、答弁ではいつものとおり第5次総合計画との整合性を図って協議を進めますといっていますけれども、白老町にとって町立病院、地域医療は重要な事項が山積していますけれども、今生活機能を強化するところの部門の個別事項、内容については整理されていますか。もしされていないければいつ整理されて、その内容については議会や町民のほうにいつ周知されるものができるのかその辺だけ伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 定住自立圏のことについてでございますけれども現在苫小牧市と協議を進め始めたところでございます。現在では各分野、項目につきましてこれまでに白老町もしくは白老町と苫小牧市が取り組んできた事業の洗い出しを行っております、それは各課に及ぶ事業でございますけれども例えば生活関連では交通の問題ですとか医療の問題というような取り組みについての洗い出しを行っているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これもぜひ、他の市長も入っていますけれども実効性のあるものを白老町としては具体的に事業名を列記してほしいと思います。ただ国の計画に列記すればいいというものではなくて白老町として期待できるものをぜひ上げてほしいと思います。

最後にします。申しわけありません。過疎地域の自立計画の事業についてがありますけれどもこれも具体的な答弁ありませんでした。そして町民に恩恵のある過疎地域自立事業としての目玉はこれだというような特徴的な事業は答弁ありませんでした。そこで私は1点だけお聞きします。過疎自立促進事業の中に集落の整備員として集落支援設置事業があるのだけどもこれについてはどのように考えていますか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 総務省が行っている取り組みの1つでございますけれども集落支援員もしくは地域おこし協力隊といわれる外部人材の活用、もしくは地域内での人材の活用といった施策について今町としての方向性を検討しているところでございますが、この過疎計画にも一部載せておりますけれどもこれからの検討によって事業の実施というものを進めてまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午後 0時14分

再 開 午後 1時14分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

◇ 氏家裕治君

○議長（山本浩平君） 続きまして、1番、氏家裕治議員登壇願います。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家でございます。本日は暮らしの安全・安心について2項目7点についてお伺いしたいと思います。

まずもって先日の胆振地方または北海道全域にとっての記録的に短時間大雨に対する災害、その対策について努力されました災害対策本部またそれにかかわった町職員の方々に対してのご苦労をここでお見舞い申し上げます。またその災害に対しまして被災をされました町民の皆様方に対してのお見舞いもここで申し上げたいと思います。

まず通告順に従いまして質問させていただきます。民間企業また公共施設等まちの施設状況についてお伺いします。AEDの使用が一般に解禁されてことし7月で丸10年がたちます。AEDの普及台数は全国で53万台を超えたともいわれております。民間企業、公共施設等まちの設置状況についてお伺いいたします。

2つ目、救命講習の実施状況と受講者数をお伺いいたします。

3つ目、近年119番通報時から救急車が現場に到達するまで心肺蘇生の実施とAEDの活用事例があればご紹介していただきたいと思います。

高齢化が進む中でAEDを使える人材の育成と救命講習の今後の進め方と課題についてお伺いをいたします。

5つ目、AEDの保守点検の現状と今後の進め方についてお伺いいたします。

2項目めでございます。防災と減災についてお伺いします。1点目、津波・豪雨による避難指示、避難場所周知の現状と今後の課題についてお伺いします。

2点目、水・土砂災害警戒区域の指定を必要と考えますがまちの現状と課題についてお伺いします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 暮らしの安全・安心についてのご質問であります。1項目めの救急講習・AEDの啓蒙啓発についてであります。1点目のAEDの設置状況につきましては平成26年8月末現在の自動体外式除細動器いわゆるAEDの設置状況は民間企業33施設、町有施設20施設、その他の公共施設3施設で合わせて56施設に61台のAEDが設置されています。

2点目の救命講習実施状況と受講者数につきましては平成25年には講習会を34回実施し612名の町民の方が受講されています。本年については8月末で23回553名の方が受講されています。一般の大人を対象とするほかに小学生高学年や中学生の若年層に対しての普通救命講習を実施しており幅広い世代の人が受講されています。

3点目の救急車が現場に到着するまで心肺蘇生の実施とAEDの活用事例につきましては、119番が入電し情報の聞き取り中に心肺停止が疑われるときには通信指令員が口頭で関係者に対し身体蘇生法を実施するよう指導を行います。またAEDが設置されている施設からの通報であれば心肺蘇生法の実施とあわせてAEDの活用を指導しております。実例としましては本年8月に1件のAED使用例がありました。

4点目のAEDを使える人材の育成と救命講習の今後の進め方と課題につきましては、毎月消防本部で実施している普通救命講習を継続実施するとともにAEDが設置されている施設の関係者のすべての皆様が取

り扱うことのできるよう取り扱い個別講習を進めるとともに、小さい子供から高齢者まで1人でも多くの町民が応急処置の技術と知識を習得できるよう一層の対応を進めてまいります。

5点目のAEDの保守点検の現状と今後の進め方につきましては、平成16年7月から突然心臓がとまったときに使うAEDを一般の人が扱えるようになり10年が経過しましたが全国的に保守管理に関する問題が発生しております。当町の対応は厚生労働省から通知等に基づき町内のAED設置管理者に対しまして管理状況等の調査を実施するとともに危機保守管理に関するリーフレットを配布し周知を図っているところであります。

2項目めの防災・減災についてのご質問であります。1点目の津波・豪雨による避難指示、避難場所周知についてであります。避難指示などについては昨年度作成した白老町津波避難計画全体計画の中で津波の避難指示などの発令に明確な基準を定めたところであります。また土砂災害の避難指示などの基準については今年度避難勧告等の判断伝達マニュアル案が国、道から示されたのを受け現在作成中であり水害及び高潮災害の避難指示などの基準については来年度北海道からマニュアルが提示される予定であります。

次に避難場所の周知ですが昨年度全戸配布した防災マップ、町ホームページで周知するとともに避難場所に看板あるいは付近に誘導看板を設置し住民への周知に努めているところであります。全国的に自然災害が増加している中、被害を最小限に食いとめるためには災害が発生する前の自助・共助・公助による備えが重要と捉えております。

2点目の土砂災害警戒区域の指定についてであります。土砂災害から生命、身体を守るためには土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにしておくことが重要と考えております。土砂災害警戒区域の指定については北海道が指定することになります。市町村が指定に対し同意した場合に区域指定が決定されます。町内には90カ所の土砂災害危険箇所があり現在その中で指定された区域はありませんが今年度から土砂災害警戒区域の指定を進めていく考えであります。

次に区域指定を進めていく上での課題ですが全危険箇所の基礎調査が終了するまでに長時間が予想されること、地域住民の区域指定に対するご理解をいただくことなどが課題と捉えております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。今町長のほうから答弁をいただき全体の答えはいただいたものと思いますが、改めて若干何点か具体的に今後の進め方について質問させていただきたいと思っております。

2012年度消防庁統計によると救急搬送された心肺停止傷病者のうち現場に居合わせた市民によってAEDを含む応急手当が実施された割合は44.3%。これは全国の割合です。北海道においてはもうちょっと低いような数字だと思います。実施率は毎年伸びていますがいまだ半数以上が救急隊が到着するまでに何も手当てされていないのが実情にあるといわれております。心臓の突然死が年間7万人に達する今救命現場での何もしないを減らすこういった活動が重要になってまいります。通報を受けてから救急車が到着するまでの所要時間は全国平均で8.3分といわれています。そこに居合わせた人が何もしなければ致命的な状態となります。何もしないを減らそうと神戸市で取り組んでいる事例がありました。9年前から取り組んでいる事例ですが119番通報時のAEDマップの活用でございます。このAEDマップの活用、AEDマップというのはAEDが設置されている公共施設や学校、民間の企業、商業施設などをまちかど救急ステーションとして登録し現在には1,884カ所にのぼっているといわれています。消防が119番通報を受けると直ちに通報者の

位置をAEDマップ上で特定してもとよりのAEDの場所をビルの1階ロビーのエレベーター横にあるというお知らせの仕方なのです。わかりやすく伝えることが大事であると。もし取りに行ける人がいない場合にはAEDの設置責任者に連絡をして現場まで持って行ってもらう取り組みを行っているというのです。まさに一刻を争う救命現場での時間のロスを縮める工夫をしているということなのです。我がまちにおいても先ほど事例が1件あったとお伺いしておりますが、町民意識を高めることも大事ですがまずはAEDマップ、設置マップの作成に取りかかるべきだと考えますがそういった考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） 今のご質問にお答えいたします。当町のホームページにAEDの設置場所を表しております。あわせてまして施設名と住所を記載しております。ただ今の議員のおっしゃるとおりの部分なのですが、まずAEDに関しまして消防に届け出義務がないというのが私は1つの問題点だと考えております。厚生労働省の所轄でもあります。それで当消防本部は立入検査やさまざまな部分でまたは設置者事業所からうちの事業所はつけましたという連絡もいただいたり、また寄附などがありましたら新聞記事から網羅してAEDマップを作成しています。ただその内容が100%ということにはちょっと疑問があるところなので、9月9日救急の日がありましたのでそれで6月にアンケートを実施しましょうということで各AEDの設置されている現状を把握するためにアンケート出しています。私どもも7月に総務省消防庁が厚生労働省の通達を基本にして出しました。今氏家議員がいました場所につきましてはそのアンケートの中で調査しております。ここで相手側のご理解がいただければ表示したいと思っています。ただ私もこれに関しましていろいろと調べましたら、つけた事業所さんでは広めないでほしいという事業所さんも実際にあるわけです。そういうところを理解を得ながらで表示をしていくということと、それから設置されていてもその建物の外側に表示してほしいということの活動も消防としては展開しております。これらのものを順次進めていくことによって通報時点で、消防の場合は通信指令室にAEDの設置場所一覧表が表示されておりますので119番がかかってきた施設からAEDが必要であると判断した場合にあってはすぐ口頭指導の中で使用をお願いするわけなのですが先進地の消防の中で照会が総務省のほうで出ている中では今氏家議員がいわれたとおり近くの施設に何々がありますというところを表示もあります。こちら辺も設置者側の理解を得ながら進めたいと考えております。結果的に機械があっても使える人間がいなければだめだということになります。この問題も当然進めたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。今消防長がいわれたとおりなのです。その設置されている企業そういったところの理解がなければマップというのはできないのです。でも私は思うのです。そういった理解を示してくれる企業そういう方々だけでもこういったマップの中に落として連携を密にとれるような形をするべきだと私は考えます。これが消防のほうの権利としてはないのかもしれない。これは行政のほうからそういった呼びかけ、これは強制ではなくて呼びかけをしながら、最終的にこれは保守点検のところでお話ししようと思ったのですが、そういったことも含めて行政も何らかのアクションを起こしながら協力体制を得ることが大事だと私は考えています。また24時間営業のコンビニ一番わかりやすい場所なのです。24時間のコンビニについても誰でも使えるAEDの拠点とすべき考えを今後進めていくべきではないのかと。本当に一番わかりやすく24時間やっているのだと、あそこに行けば何とかなるという1つの目安になる。これも

そういった企業さんの協力も必要ですし、また行政の呼びかけ、行政の支援というのにも必要になってくるかもしれません。そういった考え方も含め再度質問させていただきます。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 私が考えている方向性と全く同じだというふうに判断します。ただAEDの機械本体は30万円ほどします。大分安くなりました。あと維持管理経費というのがかかります。私どもがAEDをつけた場合にどのぐらいの経費がかかるのですかということになりますと5年間計算でおおむねコーヒー1杯。コーヒー1杯350円が高いかどうかという問題なのですけれども。そのコーヒー1杯で従業員が守られる、または地域が守られるということです。あと自動販売機のリースです。自動販売機をつけることによってAEDをつけると。また後は寄附だとかがあります。問題はつけた後維持するというのが大変なのです。この問題をいかにクリアしていくかということも今後課題であります。24時間特に厚生労働省がAEDを設置する場所の理想的な場所、飛行場から始まりまして、学校、保育園そういうさまざまなところを理想の場所として指定しております。その範囲の中当町に当たる部分につきましては消防のほうも前向きにPRしていきたいと思っています。将来的にいうと明るいニュースとして国立博物館という構想が出ています。当然ほかのまちからたくさん来るわけですから、そういうところで町民だけでなくそういう方にも安全・安心を与えたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 今消防長がいわれたとおりこれから交流人口を見越した安心・安全な考え方、町民だけではなく地方から来られる方々の安心・安全も含めそういった前向きな取り組みを進めていただきたいと思います。まずこれはやっぱり計画的に物事を考えながら一步一步進めていかなければいけない問題だと思いますので、最後に町長の見解もお伺いしますが進めていただきたいと思います。

2つ目の救命講習の実施状況と受講者数については今お答えをいただきました。理解できました。AEDは簡単だという人もいるのですが使うのがやっぱり怖いという人も中にはいらっしゃるのです。大阪医科大学の准教授の西本さんという方は例えば助からなかったとしても心肺蘇生を行った人が罪に問われることはないのだと。むしろ何もしなかった場合のほうが問題なのだ。そもそもAEDは電気ショックによる除細動が必要な人にしか働かないそういった機能なのだ。電気ショックが必要かどうかを診断する機械でもあるところおっしゃっています。こうした正しい認識を持ってもらうことが先入観や恐怖心を乗り越える鍵になるといいます。また西本氏は救命講習を受ける意義について、形式的な講習会ではなくて気持ちのスイッチをどう入れるかが大事になってくるところもいわれています、気持ちのスイッチというのはどういうものなのかということは今ちょっとお話しますが、2011年9月に埼玉県の小中学校で駅伝の練習中に亡くなった女生徒の事例です。救急隊が到着するまでの11分間AEDを含めた救命処置が行われなかった。学校関係者は約2週間前に救命講習を受けていたにもかかわらず誰も気持ちのスイッチが入らなかったといっています。人が突然倒れて反応がなく呼吸がおかしいと思ったらとにかく胸を押すこと、迷ったらとにかく心臓マッサージを優先的にやってみることが大事。今後の救命講習の課題は知っている人から使える人への人材育成だと思います。先ほど消防長もおっしゃったとおりだと私も考えます。今後の取り組みについてこの辺も含めて答えをいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） 今の質問にお答えいたします。残念ながら小さな命が失われるということは大変悲しいことです。その場所にAEDがあって講習を受けた人がいたという状況であってもできないという、自信がない、おっかない、責任はどうするのだということが確かに聞かれます。そういうことを防ぐために救急講習を1回受けただけではなくて、普通救命講習3時間講習に対しまして再講習を受けるということが必要になってくる。基本的にいうと周りの人間を助けるという気持ちが進まなければならないということです。大きなことをいえば使命感をかもしれません。そこをいかに育成していくかということです。普通救命講習を受講した数が当社は何%いますという話ではなくて実際にそれを行える、判断をできる人を育てていくということです。このためには今小学生の高学年、学校関係から順次教育を進めていくことが私は大事かと思えます。特に命の大切さというものを学校の中で進めていく。先般ちょうど新聞の中で学校の先生に指導者を養成していこうという文科省の記事をたまたま目にしました。そういうことも含めまして重要なポイントを押さえていながら消防ができる場所をお願いして、そしてやっていくというようなことが大切かと思えます。

また高齢者の方に関しても実は心臓マッサージというのは2分間ぐらいが限度です。そうすると先ほど氏家議員いいましたが8分という2分ずつ割ると4人か5人必要になってくるということでもあります。そういう方が声をかけたときに4、5人集まっていたら消防が、医療機関がということで救急の連携がうまく進む、バトンタッチがうまく進むということにつながると思いますので多くの受講者、できる方を育てていきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 今の消防長のお話から、また町長の1問目のお答えから小学校高学年、中学生または若年層に対してのこういった講習の実施のあり方というのが本当に大事になってくるのだろうと思えます。私も10数年前にこの講習を受けていますが、もう10年もたってしまうとあれこれはどうだったかとか、このときどういう対応だったかとかとわからなくなってくるのです。ですから継続的に、例えば小学校でやり中学校であり高校でやり、そして社会人になって企業に入ってやりとこういった継続の連鎖がいざというときに役に立つ。100%ではないです。あくまでもこれは減災だと思います。100%命が助かると保障は何もないのです。ただやらないよりはやったほうが救命率が高まるということを考えれば、こういった計画的な救命講習を行っていくことが大事なのだと感じます。

高齢化が進む中で、今消防長が話をされました、私もそこについては本当に危惧しています。高齢化が進む中では救命処置に携わる人も高齢者であるということが白老町においても現実にあります。先ほど消防長がいったとおりのそういった場合が想定されるわけです。1分間に100回です。それも胸が5センチぐらい圧縮されるぐらいまで押さなければいけない。こういった運動を100回というマッサージを高齢者がやるということはすごく重労働になってくると思います。先ほど消防長がいったとおりのです。身近に1人でも多くの使える人が必要になってくると思いますので、今後高齢者に対しての救命講習の場をどうこれから設けていくのか、どう設けていく必要があるのかをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） 今のご質問にお答えいたします。実は議員皆さんにもお配りしております消防年報、あの中に見ただけならば年齢別の救急搬送が書かれております。944件の救急出動がありまして空振

りもありますけれども大体 64%が高齢化といわれている方々の救急出動ということになります。高齢者が高齢者を応急手当するという時代ははっきりいって目の前に迫ってきているのは事実です。その中で当町の高齢者、高齢者がいくつまでかという話になりますけど皆さんお元気です。それで若い方だから高齢者だからということで応急手当や救命に関して差はございません。逆にいうと高齢の方のほうが一所懸命まじめに受けていただけます。ただ問題なのは先ほどいいましたが心臓マッサージだけに関しましては2分間というのは大変つらいだろうと。ただ骨折や止血そういうようなものもすべて応急処置の中に入っていて実際にバイスタンダーといわれている方々、一般講習を受けた方が止血だとかを実際に行っております。年間件数をちゃんと調べておりますけれども。我々としては毎月開催しているもののほかに各団体に呼びかけを行っております。

また自主防災組織に関しては消防も関連があるのでちょっとお話をしてみたいと思うのですが、自主防災組織 74%ぐらいの設置率なのですが自主防災組織の中には消火班だとか救助班だとか、それからご飯などを用意するそういう班も確かつくっているはずなのです。その中に応急班とあるはずなのです。応急手当で班という方々に特に広く受けていただきたいということで、ことしの4月に消防のほうでの出前講座の中に救急講習のほかに簡単な家にあるものでの救助、ジャッキだとかそういうものを使って救助できる方法も指導しますということで若干メニューの改正を行いました。そういうところも平成 26 年度の消防の方針としてうたっております。そういうことで地域に係るそういうところをいかにしてふやしていくかと。その中であわせて高齢の方、特に高齢の方ではなくてできれば平均的に全部の方に受けていただきたいように努力してまいります。以上です。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。それでは AED の保守点検についてお伺いいたします。最初消防長のほうから説明のあったとおり町内の AED 設置者、先ほど設置者の把握をすることが大事だという話をしていましたけれども、AED の設置者を把握することというのは協力業者に行政として、これは消防からのそういった権限はないという話がありましたけれども行政として AED の設置施設の企業、民間の方々に協力を得られたときには表彰といいますか、ここの企業が設置していますという表彰、行政と企業との間を結ぶそういった形のものを付与する。そういったことで例えばメンテナンス業務だとかバッテリー切れで使えないということを防ぐそういったことに力を注ぐことが必要だと思います。先ほどいったとおりそうした企業の協力がなければできないことなのですが、いざという時に人命を助けるそういったことも含めまして今一度、例えば設置業者には行政として表彰を付与するそういった形で企業とのつながりをつけていく考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） 若干消防長が答えるところを逸脱するかもしれません。今現在私どもが考えているのはそこまでは考えておりません。まずは設置数が今の数で足りるかという私は足りていないというふうに判断しております。事業者さんがつけていただくということは自分の社員を守るということが前提だというふうに判断しております。その社員を守る、うちについています、自由に使ってください、それは会社の心意気そういうものが町民に認められれば私はそれで十分かと思っています。ただ実際に消耗品を維持できないというところが実際にありました。撤去したという話も聞いております。この問題はなかなか

難しいところで先進地とっていいのでしょうか、条例化しているところもあります。AEDを設置化して、設置しなければならない施設について条例化をしているところもあるし、AEDを寄附してくれた会社を大きく名前を出してそれをPR、それによってその会社の知名度を上げるというような実施要綱をつくらせているまちもあると聞いております。そういうところは私どもも研究をしてやっていきたいと思っておりますけれども現在そのような表彰云々ということについては全く考えておりません。以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。私は例えばの話でいいました。どんな形でも企業と結びつくことによって、先ほど消防長もいいましたがAEDにはメンテナンスの義務というのがないのです。ですからそういったことをお互いに情報共有しながらどうですかというような呼びかけも大事なことはないかと考える一人でありますのでぜひそういったことでなければいけないというものではなくて、せっかくあるAEDを本当に必要なときにメンテナンスが悪くて使えなかったとかそういうことがないような状況を白老町内でつくっていただければと私は考えております。

この問題については最後になりますが年に1度災害訓練等々を行っています。白老町もつい先日行われました。大がかりな災害訓練というのはここ数年、3年ぐらいになるのですか。この避難訓練、例えばどここの避難場所に退避してくださいと今までの取り組みは津波を想定した避難訓練だと思います。ただあらゆる災害を教訓にこういった訓練を進めるのであれば、例えば避難場所に来た人方に対して救命救急の措置を目で見てもらい、そして体感してもらおうといった取り組みも私は今後必要になってくるのではないかと思います。最近聞かれた言葉にはまた同じようなことと、何人来たか数えて終わりとかそういう飽きるような訓練ではだめなような気がします。先ほどもいいました継続的な講習そして年に1度の災害訓練にそういった講習を生かせるような場所づくり、そういったものが今後の取り組みの中で考えられないかどうか。そこをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 防災訓練のことなので私のほうから前段として防災訓練の今回の実施、過去にも実施していますがその目的というものをまずお話しておきたいと思っております。

ことしの8月30日に大津波に対する避難訓練ということで実施いたしました。25年、24年同じ形で大津波に対する避難訓練ということで実施しております。まずこれの目的は東日本大震災の大津波あの大津波の災害を目にして津波に特化した防災訓練ということでまずはやりました。その中で同じ訓練を3回行っていると。これにはたくさんの町民の皆さんあるいは企業の皆さんが参加していただいているのですが、やはり継続的にやっていくこと、例えば1回目は参加できなかったけど2回目は参加できたと、3回目は参加できないけど来年は参加しようとかそういうような形で町民の方にも大津波が来たときにはどういうふうな経路をたどってどこに避難すればいいのかということのを最大の目的として実施しております。それが最終的には命を守る行動につながるというふうに確信しておりますので継続的に3年やってきたということなのですが、今議員おっしゃったように来年度以降は少し工夫をした防災訓練にしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

[1番 氏家裕治君登壇]

○1番(氏家裕治君) 私は決して今までの取り組みを否定しているわけでも非難しているわけでもございません。今までの取り組みをやってきて3年がたち今後の取り組みについてお伺いしましたので今の答えをいただいて本当に町民の方々も今後どういう取り組みをするのかということについては関心を持っているはずですのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に防災と減災についてお伺ひいたします。最近は本当に記録的なだとか想定外のという言葉が新聞を賑わせます。またこういったことを考えますと今回もそうだと思いますが単独では例えば避難の難しい高齢者、障がい者の姿が見え隠れします。確かに防災訓練を通しながら見るわけですけれども例えば防災無線が聞こえなかったとか、だからどうだとかこうだとかいろいろな課題が出てくるのです。でも実際形式的に考えると聞こえた人がその人たちに伝えていくことが必要なのだというわけなのですけれども、それが実際の災害のときに生かされるのか、そういった人が近くに本当にいるのか、時間的なものはどうなのか、災害というのは突発的に起きるということを前提に考えたときに、今後単独では避難の難しい高齢者、障がい者への対応というものをどう考えているのかちょっとお伺ひします。

○議長(山本浩平君) 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長(畑田正明君) 高齢者あるいは体の悪い方そういう要配慮者、災害時には自分一人ではなかなか避難することができないという要配慮者の方々につきましては健康福祉課のほうと一緒に要援護者の計画を作成している状況なのですが、健常者につきましては自分で避難できる、要配慮者の方につきましてはそういうような計画を作成した中で今後対応、誰が体の弱い方あるいは高齢者の方を避難のときに援助するかというような体制づくりは今現在計画作成の中で進めていってございます。以上です。

○議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 今防災担当課長のほうから説明ありました。現在健康福祉課のほうで要援護者の関係の計画等をまとめている最中でございまして、議員おっしゃるとおり災害というのはいつ起きるかというのが全くわからない状況で非難が必要と思われるの方々に対して時間とかそういう形の中で誰が実際に援護していくのかその辺の難しさというのが大変あります。そこで今うちのほうは計画の作成の中ではまず該当するであろうと思われる方々の名簿を作成いたしまして、今度その方々の情報を元にどういう形で避難をしていただくかそういうふうな形の全体的な計画を取りまとめている最中でございます。

○議長(山本浩平君) 1番、氏家裕治議員。

[1番 氏家裕治君登壇]

○1番(氏家裕治君) 1番、氏家です。こうした最近の土砂災害だとか津波だとかいろいろな災害を見てもみますと、例えば白老町に置きかえてみますと何かあったときに単独で逃げることができない高齢者の方々が集まっている萩野の海岸沿いにあります障がい者住宅の移転についても積極的に考えていかなければいけない時期に入っているのだと思います。前回この件について質問させていただいたときに町長のほうからは今後の公営住宅の建設にあわせて考えていきたいという考え方を多分もらっていると思います。財政が大変なのはわかるのですが新たな公営住宅を建設するまでの間のすき間の政策というのは今後とられていくべきではないのかと考えるのです。それではこの財政が大変なときにいつ建てるのかと。例えばの話いろいろな計画を見直したとしても緑丘公住は古い建物かもしれない、でもちょっとお金をかけて改装すれば障がい者の方々も住みやすい、何とか住めるような、新しい公住ができるまで新しい施設ができるまでの間のす

き間を埋めるような政策にはなっていくのだと私は考えるのです。確かに財政は厳しいです。ただ最近の世の中を見ますと財政が大変だったから何もしない、何もしないわけではない、今いったとおりの福祉課のほうではそういった要援護者の計画もつくって今後進めていこうとしています。でも災害というのは待っていないかもしれない。そういった人方を財政が大変だったからどうしようもなかったというような言い訳だけは議会も行政もしてはならないと私は考えるのです。ですからちょっと厳しいかもしれませんが新しい公住ができる新しい施設ができるまでの間のすき間を埋める政策を何とか考えていただきたいと思いますが、これはやっぱり町長だと思うのですがどうでしょうか。移転についての考えです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず考え方として今の身障者の萩野の住宅も財政が許して建てかえるとしたら同じ場所には建てないというふうに思っております。今氏家議員おっしゃるとおりそれはいつなのか今は確定しておりませんので、そのすき間を埋める政策としてどうかというご意見だと思います。例えば今緑丘の住宅の話があったのですが、今公営住宅も段々集約をしている中に萩野の障がい者の住んでいる住宅も新しいのができるまでに身障者が使えるような住宅という考えは持つことはできると思うのですが、今ははっきりいつまでにこういう形ですするというのはなかなかちょっと難しい答えになると思いますので、今のご意見は公営住宅の新しいあり方のときには新しい住宅を建てるのではなくてそのすき間を埋めるための政策として考えさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。町長、私最近よく思うのです。単独では避難の難しい高齢者の人達を安全な場所に移転したり集約することで、先ほど防災担当課長がいていたとおりのそういった人方を見守ったり支援する手も届きやすくなるのだと思うのです。そうですよね、集落分散しているよりもそちらのほうがずっと見守ったり支援しやすいのだと思うのです。ですからそういった面も含めて計画の中にそういったものも早急に考えていくことが私は必要だと考えておりますので、最後にまた再度考え方を伺いますがそういう考え方のもとに今回こういう質問をさせていただきました。

それと災害警戒区域の指定についての質問ですが、私は町民に不安をあおるということではないと思うのです。自分たちの住んでいる場所がどういった地理的条件なのかを知ることが一番大事なことなのだと思います。災害時の予測を立てやすくなるのと同時に迅速な行動へ導くためのものだと私は確信しているのです。ですから町民一人一人の災害に対しての意識を高める上でも町独自の区域指定を含めた考え方を進めるべきではないかと考えております。ただ今この質問については先ほど防災マップ上に90カ所の土砂災害の予測地域そういったものが指定されているということでもあります。それは先ほどの答えでも理解できました。これからまた北海道のいろいろ考え方の中でそういった区域の指定がされていくものとも考えます。ただそういったところに住んでいる方々に対して例えば自治会なり町内会単位にしても計画的に講習なりそういったものを個別に進めていかなければならないような気がします。個別ということは一戸一戸ではなく地域地域の中でそういった講習も計画に進めていかなければならない。そうすることによって一段と危機意識というものをちゃんと高めることができるのではないかと。行政というのは最後まで面倒なんか見られません。いろいろな災害を見ていても2、3日たってからの災害救援になってくると思いますので、あくまで自主的な判断を下していかなければいけないということであれば今以上に地域での講習活動が必要になって

くと思いますがその辺についての考え方を今一度お伺いします。

○議長（山本浩平君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） ただいまのご質問ですが、ここでいっているのは土砂災害警戒区域、危険箇所は 90 カ所ということで答弁させていただいております。答弁でもいっておりますが最終的な指定は北海道がするわけですが 90 カ所のうちまだ 1 カ所も指定されていない状態です。というのはまず流れとしましては 90 カ所の基礎調査を道のほうで実施します。それでここは危険箇所として道のほうで認定する考えですけど市町村の考え方をお聞きしますというような流れになって、それを受けて各危険箇所の住民の方を対象にして説明会を開くような、これは絶対開かなければならないというような規定はないのですが、危険な場所に住んでいる方々にここは危険な場所ですということで最終的に指定になる確率が高いですという現状を説明して、そしてそれを受けて皆さんの理解を得た中で北海道のほうに町のほうとしてはこの箇所は指定して構わないですというような回答をするような流れになっているのですが、今調査が終わった箇所が 90 カ所のうちまだ 2 カ所なのです。それで今年度その 2 カ所の指定箇所に対して町と道のほうで合同で 2 カ所の地域の方に説明会を今後開催する予定をしております。その中で地域の方のご意見を聞きながら指定するような流れにはなっているのです。ですから残りの 88 カ所についてもまずは道のほうで調査します。そしてこういう結果が出ましたというようなことでその結果を受けて各地域、実際に住居がない地域もあるのですが住居のある地域の方々については必ず説明会を実施した上で地域の理解を得た中で指定までの事務手続きをしていこうというふうに考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 課長の本当にぜひそういった形の中でスピード感を持って地域での認知度を高めていただいて自主的に避難に進めていけるような活動にしていっていただければと思います。

最後になりますがこういった質問しているとやっぱり高齢化社会というものが頭にどうしても浮かんで離れないのです。そこをちゃんと直視していかなければいけない。直視しないと計画も立たない。従来どおりの形式的な政策だとかそういったものになりかねない。訓練も含めてです。そういったことまでどうしても頭によぎるわけです。今回こういった質問をさせていただいたのは今白老町の中では単位町内会でのコミュニケーションのとり方も段々難しくなっているところは共通した考え方だと思います。そういったものを直視したときに自助と共助と公助という物事の考え方も段々変わってくるのではないかと思います。基本的には変わらないのかもしれないけれども、例えば草刈りひとつとってもそうです。今までは町で大変なところを財政も大変なのだとか町内会さんお願いできないでしょうかと。そうしたらいいと、このぐらいだったらうちでやってやるかといっていた仕事もなかなかもうできなくなっているという現実がある。そういうことを考えていくとこの先どうなっていくのだろうと不安に思うわけです。そう考えたときに公助という形の中では先ほど町長もいったけれども分散化された集落の災害弱者という人たちをある程度の集落でまとめたほうが、公共の立場として行政の役割としてそういった地域をつくり上げていくこともやっぱり大事なのかと。コンパクトなまちづくりになるのかもわからないけれども人口減少も含めてそういった考え方になっていくのだろうと。共助という考え方の中では見守り支援できる地理的な環境の整備。この環境の整備はやっぱり行政にやってもらわなかったらできないのだと思うのです。その中で地域コミュニティの確立だとかそういったものはその地域の人たちでもってやってもらおうと。段々とそういったところにシフトし

ていかないと頭の中でいくら描いていても全体が今こうだからというふうにして前に進んでいかないうな気がします。例えばコンパクトなまちづくりをもし町長が目指すのであれば1つでも何か事例をつくりながらこういう形で進めた、次にはこういうところ、次がこういう形でという計画的なものがないとなかなか難しいような気がします。ですから今は萩野の障がい者住宅の話でちょっとお話ししましたが、自分の家を持ちながらそういった危険な場所に住んでいる方々もたくさんいらっしゃるでしょう。そういった方々の希望に応じてそういった住宅に移り住めるようなそういった条例とか政策も必要になってくるのかもしれない。きょうの質問はそういったことが1つの念頭にあって、これからの高齢化社会、人口減少問題、コンパクトなまちの中でもって高齢者をどう見守っていくのかとか災害時の対応はどうかということを中心に質問させていただきました。最後に町長の考え方を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 環境整備は確かに行政の仕事であるのと同時に地域コミュニティをつくっていくのは行政と地域の住民と一緒にやっていかなければならないというふうに考えております。

先ほどの身障者の話もそうなのですが環境整備にはお金のかかる部分もありますので、まずできることは健常者も含めて元気な人たちが弱者、身障者や高齢者も合わせた弱者の方々の状況を把握していざというときにどういう対応をとらなければならないのかということの自分たちが状況を把握する。これは町内会にある防災組織も含めて災害に強いまちづくりの1つだと思っておりますのでその辺の意思の醸成と、それに合わせて老朽化している施設もしくは地域ここにあります土砂災害危険箇所その辺の方々の意識も自分のところの地域は危険なのだという、いざとなったらこういう避難場所にこういう避難をしなければならないという意識の醸成も必要だと思いますのでこの辺は3年前からやっている全町挙げての避難訓練に、先ほど議員おっしゃいました何かこれにまた去年とは違う付加価値を合わせてそういう行動をとっていきたいというふうを考えておりますし、今のご指摘、ご指導いただいた部分も十分に私も把握させていただいてどういうことからできるのかということのをまた考えていききたいというふうに思いますし、これから超高齢化を迎える社会にとってはこういうことも非常に必要だというふうに認識しておりますのでまたご助言をいただければありがたいと思っております。これについてはこれからということではなくて今までやってきたものをまたさらにいいものに延長づけていききたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で、1番、氏家裕治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午後 2時12分

再 開 午後 2時24分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員、登壇願います。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 7番、西田祐子でございます。白老町立国民健康保険病院の方向について、それと町民の安心・安全、それから元気号バス、3点について伺いたいと思います。

初めに白老町国民健康保険病院の方向性についてであります。昨年度町財政が逼迫する中で戸田町長が町立病院は原則廃止と発表されました。その後2人の女性が立ち上がり町立病院を守る友の会を設立されました。瞬く間に約4,600人を超える署名が集まり会員1,000人を超える大きな町民運動へと広がっていきました。先般8月26日に猪原院長の経営改善計画に沿った経営が可能と判断され町立病院の経営を継続すると180度真反対の決断を示されました。町長の英断を評価するものでございます。そこで病院の件につきましてさまざまな方に質問してきてわかりましたが私が今まで思っていた以上にいろいろな方々が町立病院に関係しています。そのような関係者の立場も考えて質問したいと思えます。

(1)、町立病院を守る友の会の要望書に、高齢化はさらに進み遠くの病院に行けなくなる人もふえています。そのときに病院がなくなったらじっと我慢して最後を迎えるのか。あるいは白老を出ていくのか考えただけでもつらい。行政はそこに住む人の幸せを一番に考えなければならないのはいうまでもありません。どうぞ町立病院として存続に努力してくださいますようお願いいたしますとあります。存続における重要な視点と考えますか見解を伺います。

(2)、病院を廃止した場合に考えられる解雇人数、町民税、経済効果、給食食材、ガス、灯油、売店、掃除や用具などをお伺いいたします。

(3)、3連携施策、保健・福祉・医療で医療分野を担う機能の確保を必要としていますが具体的な考えを伺います。

(4)、年齢別の通院、入院の人数や比率その推移をお伺いいたします。

○議長(山本浩平君) 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長(戸田安彦君) 町立病院についてのご質問であります。1項目めの病院存続における要望の見解についてであります。私が病院存続の考えに至ったのは町民皆様の健康を支え安心して暮らせるために必要な公的医療機関として継続すべきと決断したものであり、その判断理由は経営改善計画の進捗状況や救急小児医療の確保、3連携施策の推進さらには議会や町立で守る友の会を初め町民皆様のご意見などを総合的に判断したものであります。

2項目めの廃止した場合の雇用人数などについてであります。町立病院を廃止したと仮定して試算すると医師、看護師、診療技術局職員等の正職員は34名、嘱託、臨時職員は24名、施設、清掃、給食調理及び維持、会計業務等の委託職員は33名であり、介護老人保健施設職員14名を合わせた人数は105名になります。また委託職員を含む町立病院に従事する職員における平成26年度普通徴収及び特別徴収税額では町民税の影響額が1,394万円程度になるものと考えられます。

次に町内経済に与える影響額ですが施設、清掃、給食調理委託料3,244万円、上下水道料金1,005万円、ボイラー重油等燃料費1,430万円、給食材料購入費630万円、事務施設関係等消耗品購入費300万円、院内売店売上額などを合わせると年間約8,000万円程度になるものと試算しているところであります。

3項目めの3連携で医療分野を担う機能の確保についてであります。保健・医療・福祉の3連携施策における町立病院の基本的な役割は町民の健康づくりへの積極的な参画、予防医療の充実、高齢社会に対応する在宅介護、リハビリの支援及び高度救急医療機関との連携強化による救急医療体制の確保などであり、特に医療分野を担う町立病院は地域での常勤医師による医療講演会の実施、健康福祉課との連携による生活習慣病予防教室の開催実施や広報周知等による町民に対する健康教育の充実と疾病予防や早期発見のための

健康診断業務の拡大に取り組むことが重要な役割であり、健康診断後の2次検査や初期治療の促進を図るとともに町外医療機関との医療連携による回復期医療の患者を積極的に受け入れることが町立病院の患者数拡大につながるものと捉えております。

4項目めの通院、入院の人数や比率とその推移についてであります。過去3年間における通院、入院の人数と比率については、病院事務長から答弁させますが患者さんの傾向としては65歳以上の方が通院で約8割、入院で約9割と高齢の患者さんが多い状況であり通院は微減でありますが入院は増加傾向で推移しています。以下年齢別の推移につきましては事務長より答弁をさせます。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 私のほうでは過去3カ年における通院、入院の人数と比率についてご答弁させていただきます。平成23年度における町立病院の外来患者数ですが実患者数3,509人、年延べ患者数3万4,807人であり、年齢別実患者数の割合は64歳以下が23.0%、65歳以上74歳以下が34.5%、75歳以上が42.5%であります。24年度は実患者数3,385人、年延べ患者数3万2,609人であり、64歳以下が20.3%、65歳以上74歳以下が33.9%、75歳以上が45.8%であります。25年度は実患者数3,133人、年延べ患者数2万9,786人であり、64歳以下が23.7%、65歳以上74歳以下が34.5%、75歳以上が41.8%であります。

次に入院患者数ですが23年度は実患者数301人、年延べ患者数9,009人であり、年齢別実患者数の割合は64歳以下が18.6%、65歳以上74歳以下が20.3%、75歳以上が61.1%であります。24年度は実患者数327人、年延べ患者数8,217人であり、64歳以下が8.6%、65歳以上74歳以下が18.0%、75歳以上が73.4%であります。25年度は実患者数360人、年延べ患者数9,909人であり、64歳以下が10.3%、65歳以上74歳以下が14.7%、75歳以上が75.0%であります。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） すごい確率で特に入院患者さんは高齢化が進んでいるというふうに理解させていただきました。

次に病院のことについてお伺いいたします。経営改善計画の取り組みの中で患者さんに来院していただく病院づくりとして意識改革、コスト意識、迅速・丁寧・親切な対応意識の徹底を掲げていらっしゃいます。また病院の態度がよくなったと評判が上がっているそのような声も聞いております。そこでお伺いしたいのですが、それでは町内のほかの病院と比べてよくなったということでしょうか。苫小牧市や登別市、室蘭市にある病院と比べてよくなったのでしょうか。医師や看護師が前よりよくなったら病院に今まで行かなかった患者さんは行くようになるのでしょうか。ほかの病院よりよくなると行かないのではないかと思います。何と比べてよくなったのでしょうか。またどのようなものさしでよくなったと評価されているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まずは町立病院院長の考え方というか指示でございますけれども、まずは議員いわれましたように全職員の意識改革、特にコスト意識改革でございますとか、迅速・丁寧・親切な対応または思いやりのあるホスピタリティの精神を強化しようという考え方でございまして、その中で町立病院といたしましては接遇の研修に力を入れております。そして病院の中で運営管理という幹部が会議が

ございます。その中でも院長はじめ私のほうから各部局の幹部には患者さんに接する態度をお医者さんも含めましてより迅速・丁寧にやりましょうという取り組みを進めているところでございます。私も朝病院の外来を回りましておはようございますと言葉をかけています。そして師長ないし看護師も私が病院に来る以前よりは挨拶の強化とかそういうことを進めていると感じております。

そしてほかの病院との比較となりますと、確かにほかの病院様もお医者様が次の患者さんのお名前を申すだとかそういうことを聞いているところなのではございますけれども、そこまでは進んでいませんけれどもうちの病院では各看護師にしても各診療技術の職員に関しても接し方を授業しているところでございます。そういう中でやはり病院として変わってきたというところがございます。

それとあと 500 名以上の院内に来ていた患者さんを中心にアンケート調査をしたのですが、1 年前と見てどう変わりましたかというところでおおむね良好というか変わってきたとかなり評価をいただいているところです。挨拶運動だとかそういう意識改革等が患者さんには伝わってきていると感じているところがあります。以上です。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） 患者さんの立場になって考えたときにどういうふうに接遇していただけるかというのは大事なポイントになると思っています。事務長さんが非常に評判がよくて、毎朝元気よく声をかけていただいていると。それで入院患者さんもまた通院されている患者さん方も具合悪いのだけれどもその日 1 日気分よく、具合悪い体でもやっぱり病院に来てよかった、早く元気になろうとそういう気持ちになるとそういう声も伺っていますのでぜひ続けていっていい病院にしていいただければと思います。

2 点目に患者さんとか病院を利用される方々はどのようなポイントで病院を選択するのか。例えば医療機器の充実、手術の有無、医師の態度や見立ての腕前、それから看護師さんの態度や注射の技術、検査技師の態度や技術、事務員の態度や待ち時間への対応、また病院への移動手段の方法として車で行けるかどうか。町外の病院へ行かなくてはならなくなったときの利用者の交通費や患者の体力が大丈夫かどうか。町立病院の経営を好転させるためにはやはりこういうようなポイントもきちんとチェックしていかなければいけないのではないかと、大切な視点だと思っているのですけれどもどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 野宮事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まずは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、医師も含めまして医療スタッフの患者さんに接する対応をよくするというのと、あと医療機器的なものを確かにどんどん入れればいいのですけれどもこういう財政事情でございますので医療機器に関してはかなり老朽化している部分がございます。その中で 26 年度今年度に入りまして C T というコンピュータ断層の機器があるのですけれどもそちらの機器が管球という材料が壊れましてことしリース資産として入れた経緯がございます。新しい C T でございますのでかなり精巧な写真が撮れるということと、内臓脂肪の新しい検査ができるものをオプションでつけていましてそういう機器的なものを新しく入れてきています。

手術的なものとなりますと実際に麻酔を要する手術というのはしていない状況でございます。ですけれどもそういう中で手術を要する患者さんにつきましてはすぐ医者の方で紹介状を書いて急性期の医療をやっただいて、その後の回復期の患者さんにうちに来ていただいて転院をしていただいて外来治療なり、または入院治療をするという他医療金との地域医療の連携ということを強化した中で進めているところでござ

います。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次に入院患者さんの方々のことについてもお伺いしたいと思います。入院患者さんが日頃入院されていて、その家族の方々は洗濯物を届けたり本人の食べたいものを届けたりとか入院時の手段そういうことがまず大事になってきます。

それから通院患者さんで移動困難者の方々がいらっしゃいます。そういう方々の移動手段。

それから高齢化が進むと終末医療を求めている患者さんがふえ、高齢の家族が毎日のようにお見舞いに行きたいけれどもなかなか行けないという思い、そこは切実ではないかと思えます。また町外の医療機関ではタクシーやバスの運賃が高くなる、負担増になってくる。病院に行く人や病院を利用する高齢者や移動困難者の方々の都合や立場を考えてきたでしょうか。ここが一番考えてあげなければいけないポイントだと思いますけれどもいかがお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 通院の方に対する移動手段というご質問だと思いますけれども、私どもにとりましては元気号が運行していますので、それに対して先日のご質問等でもありましたけれどもうちの病院の受付時間に間に合わないとか事例等があったと思うのですけれども、私どもが考えることには移動手段といたしましては元気号これが通院の受付時間に間に合うような改正を願うということで元気号を活用していただくことが一番と考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 平成25年4月に全国自治体病院協議会に依頼した病院の今後のあり方、白老町で依頼したものです。今後高齢化に伴い自動車の運転やバスなどによる移動が困難となる患者の増加が予想される、将来的には通院のための交通手段の確保を検討されてはいかがですかと提言されております。町内はもとより登別の旧厚生年金病院、三愛病院などは自前で患者さんの送迎車両を運行している病院もございます。ところが今おっしゃったように町立病院では循環地域バスがその役割を担ってきたのですけれども高齢者が元気号のバス停まで行けなくなり乗れない人がふえてきているのではないかと聞いております。患者さんの交通手段の確保を検討していかなければいけないのではないのかと。例えば病院に通う交通手段にタクシーを使っている自治体があります。由仁町病院の場合は患者さんにタクシー利用を促して病院利用増加につながっていると聞いておりますけれどもその状態を調査したことはございますでしょうか。また町立病院とタクシーや福祉有償車両などお互いに連携しながら移動困難者対策を考えていくべきだと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 西田議員、これは3項目めの質問と重なると思うのですがよろしいのですか。

○7番（西田祐子君） 病院のことだけで。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今議員のほうからご提案というか通院支援事業としてデマンドタクシーというのですか、由仁町さんのほうでデマンドタクシーの運行事業をされているお話の中で、私も道内においてこういうデマンドタクシーの運行事業をどのぐらいやっているのかとちょっと調べたところ、確かに由仁

町さん、伊達市さん、苫前町さんでこういうデマンドタクシーをやられているのですけれども、由仁町さんが通院の支援事業の一環としては先駆的にデマンドタクシーを取り入れているということは伺っております。そういう中で由仁町さんは 24 年 6 月から試験運転を開始されたということで現在も継続事業をしているということを伺っております。という中で由仁町さんのほうでは過去にバスの路線があった 3 地区あるらしいのですけれども、ここの所はバスが行かなくなったということでそこの居住している方の 65 歳以上の町民の方を対象にデマンドタクシーをやられているということで、町の事業と病院の事業 2 本立てでこの運行事業をしているということを伺っております。片道 250 円ぐらいのタクシーの運行料をいただいているということで、公共の交通機関を利用できない患者さんに対する通院の支援事業ということで伺っております。そういう中で確かに親しみやすい病院づくりを進めるということで外来患者さんの確保に努めるということも 1 つの要件として捉えています。うちの病院のほうにこのデマンドタクシーを取り入れるかとなると、町立病院は 65 歳以上のかかなり高齢者の患者さんが通院しているという実情なのですけれども、現状といたしましては町立病院のほうでデマンドタクシーをやっているということは大変理解はするのですけれども現状では新たな財政支援が生ずる事業については病院事業の単独では厳しいかと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） 病院の単独事業としては交通手段の確保は難しいというふうに答弁されましたけれども、後でまたデマンドのときにお話しますけれども、ぜひそれも 1 つ頭の中に入れていただければありがたいかと。今後の移動困難者対策の 1 つとしてそこもきちんと考えて検討していただけるようにしていただければと思っていますので後ほどその辺はまた伺います。

次の質問を伺います。町立病院の運営や利用に関する場合の利害関係者はどのような方と捉えていらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 西田議員、利害関係者という意味はどのような意味として捉えたらよろしいですか。

○7 番（西田祐子君） 例えば患者さんとかいますよね。先ほど聞いた職員からはじめ物品を入れている方とか、結局どの辺までを利害関係者として病院として物事を考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいのです。

○議長（山本浩平君） 経済的な恩恵のあるところに関してということですね。

○7 番（西田祐子君） 全部です。町立病院運営や利用に関する利害関係者ですから。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 5 2 分

再 開 午後 2 時 5 3 分

○議長（山本浩平君） 会議を再開いたします。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） ボイラー関係の重油燃料を入れている白老の石油事業協同組合さんとか、あとは町内の一般廃棄物だとか医療廃棄物を処理してくれる町内の清掃事業者様とか、LP ガスを入れてくれる事業者さんとか、院内の施設を修繕してくれる事業者様とか、給食材料をうちで取り入れているのです

けれども給食材料を入れてくれている町内の事業者様とか、事務用品を入れて事業者様、当然のこと売店をやってくれています白老町手をつなぐ育成会とございますけれどもそういう院内にかかわる事業者様、あとは院外薬局がございますのでそちらも当然のことにかかわる事業者様、これは町内のことをいいましたけれども、町外でしたら特に医療機器を入れてくれる事業者様とか、診療材料費とかそういうものを入れてくれる事業者様も利害関係者になると思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今いわれた方々はもちろんそういうふうな関係者だと思うのですが、私の考えている関係者さんというのはまず病院の所有者である白老町だと思うのです。白老町が所有者ですよ。利害関係者のトップになるのではないですか。そこに勤めている方々職員です。それから患者さん、そして今おっしゃったように取引業者、町内、町外の方々、それから納入業者さんがいます。それから地域住民だと思うのです。病院を利用する。地域住民というのはもちろん白老町の中で商売をやっている方々から一般の方々まで将来は患者予備軍といわれている方々だと思うのです。それから医療行政の監督庁、道だとかそういうところだと思うのです。それから最後に金融機関。例えば町立病院を運営していくに当たってやはりお金を借りていかなければいけないという考え方を持ってくるとうような方々も対象になってくると。先ほどの前田議員の質問のときにも利害関係者のことについてきちんとした物の考え方を町側は持っていらっしやいましたけれども、やはり病院に関してもそういうようなきちんとした考え方を持っていて、その方々たちの意向を把握して経営を考えるべきではないかと思うのです。ですから利害関係者の方々をきちんと把握して計画を立てない計画はおかしいのではないかと思っているのです。ですから利害関係者はどのような方ですかとお伺いしたのですけれども、そういうものをきちんと考えてこれから経営をしていかなければいけないと思うのですけどその辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 利害関係者が1つの文字にくくられるとちょっと難しくなると思いますので、町立病院は病院というのがまず第一目的でありますので病院にかかる患者さん、町民も含めてなのですけどそういう方々は医療のために病院を利用していただいています。私たちは経営する側でありますので役割として全く違うのですが。あとはそこに入っている業者さん等々もあります。公的な病院としてどういう姿がいいのかというのが一番大切だと思いますので、そこには先ほどいった患者さんや白老町の今の高齢化の現状なども含めた医療体制のあり方が一番大切だと思います。それと業者さんとか今いったように不特定多数の方々は確かに関係はしているところですけど、病院の存続した考えとはちょっと切り離して考えなければいけないかと、切り離すというよりは順番をつけていかなければならないのではないかと考えております。業者さん、確かにそこには経済効果はあるのですけどそれを第一に持ってくるのではなくて病院の機能が一番ということですので、第2次、第3次という形に考えを持っていかなければならないかというふうに思いますので、西田議員の今の質問に対しては利害関係者はたくさんあるのですがそれぞれの役割があるということでもあります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 利害関係者のことにつきましてはまた後ほど別な形で質問をしていければいいと

思っています。

今度は病院の改築のことを考えた場合、やはりいろいろと考えていかなければいけないものがあるかと。そうした時に町長は改築を前提として継続とおっしゃっています。この判断を私は歓迎しております。ただ町の財政が厳しい中で平成 26 年度は一体幾らまで繰り出しを認めていくのか。まちの財政に取っている額は幾らなのか。具体的な金額をこれから議論していかなければならないのではないかと思います。ですから今年度も最終的には一体どの程度のまちの繰り出しで、これが来年度以降も町財政の中で大丈夫なのか。一体どこまでが白老町の限度額なのか。そういうところを議論していかなければいけないと思うのですけれどもその辺のお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 26 年度につきましては一般会計の繰出金については 3 億 4,300 万円程度ということで押さえております。その中で普通交付税が 1 億 8,824 万 7,000 円であり一般財源が 1 億 5,486 万円程度になると考えております。

27 年度につきましては繰出金については 2 億 8,477 万円程度で普通交付税が 1 億 9,142 万円、一般財源が 9,335 万円。28 年度以降につきましては 2 億 7,749 万 8,000 円に対しまして交付税措置が 1 億 6,439 万円でありまして一般財源、真水分といわれるのが 1 億 1,310 万円程度でございます。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 今事務長がご答弁申し上げたのはあくまでも経営改善計画にのっとり繰り出しの額でございます。先般の一般質問のやりとりにもありましてとおり病院がこのまま存続するという方針に立っていますので、その年々のやりとりはありますがあくまでも経営改善計画に沿った考え方で一般会計側から繰り出すという基本的な方針は変わっていませんのでこの点でのご理解をいただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） 今事務長からのいただいた数字というのはあくまでも経営をしていく上での数字だと思うのです。やはり病院の改築を前提とした継続ということになったときに改築ということもどういうふうにしたらやっていけるのだろうか、そうなったとき白老町が出せる金額というのは一体どこまでなのかはまた別な問題になってくると思うのです。改築の資金調達方法で町単費、交付税、補助金、起債とかいろいろあります。別の方法で P F I がありますけれども北海道では J R 病院とか山梨県とか福島県の三春病院とかがこれで建設されたなどと聞いておりますけれども、そちらのほうでは P F I について調査、検討されていることはありますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 改築にかかわることですので私のほうからお答え申し上げます。基本的なこれからの改築基本方針の中でまたいろいろ検討していかなければならないのですが、今ご質問にあった P F I の手法というのは P F I で建ててくれるところは一定限の収入減がないとだめです。その方法としては 1 つはレンタル料、使用料といいたいまいしょうか、そこに入るための家賃をどの程度払っているかだとか、相手企業さんもそこである程度採算が合わないといふ P F I も単に活用できないという部分がございますのでこの辺はやっぱり十分検討をしないと方向性を間違えてしまうとまた大変なことになりますので、ただいまお話

のあった全国の事例もありますけれども割と合築が多いようです。病院単独ではなくてそこに何かを併設するだとか、そういう部分では収益がないとなかなか難しいという事情がありますのでそういった点も押さえながら考えていきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町立病院のことについてはこれで最後にしたいと思えます。経営の改善、財政の繰り出し、今後の改築を踏まえて町立病院は今何をすべきなのか、何が問題なのか、町立病院の方向性今こそ行政と議会が真剣に議論し、そしていい方向に行くべきだと。そのために私も最大限協力できることがありましたら協力しやっていたらと思っております。

先日過疎債のことにも少し話が及んでいたと思えます。その過疎債を検討する組織を立ち上げると答えていらっしやいましたけれどもあえてお伺いいたします。計画から実施まで時間がかかると思えます。財源手当てを含めた計画をいつまでに出来ますか。町長の答弁を最後にお伺いしたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ご質問の改築、今後の方向性ということにつきましては先般決断とそれから今後の方向性ということでご説明申し上げました。当然そういう方向性の中に検討すべき事項ということも当然診療科目等々を含めてソフト的な部門でもあります。ハード的にはやはり改築という問題があります。そのことについては今年度を初年度とする財政のプランを立てている状況ですから今後の推移を十分見極めた中でということの前提がある中で、改築の基本方針についての策定期間は方針を策定・検討する体制は早々に整えていきたいというふうに思っておりますが、今この時点でいつまでとかそれからどの程度の規模だとかいうことはお答えできませんので、そういう検討会議の中でそこら辺も踏まえて協議を詰めていきたいというふうに思っております。このことについては初日の議員のご質問にもお答えしたとおりで状況としては今お答えできるのはその部分だけでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 続きまして町民の安心・安全についてお伺いいたします。町内の高齢者、障がい者の生活上の実情について、順番は別ですけれども一番詳しいのは町内会役員さん、民生児童委員さん、ケアマネジャーさん、保健師さんだと思います。そのことを踏まえて伺います。

- (1)、高齢者見守りシステムの構築について進捗状況を伺います。
- (2)、ごみ屋敷の現状と対策、これまでに取り組んだ状況について伺います。
- (3)、包括支援センターの現状と2025年までの取り組み、考え方を伺います。
- (4)、包括支援センターにおけるケアマネジャーの現状、人数、人材確保について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町民の安心・安全についてのご質問であります。1項目めの高齢者見守りシステム構築の進捗状況についてであります。昨年度から手法等について検討を重ね、去る4月28日に高齢者、障がい者、子供を対象とした白老町地域見守りネットワークを立ち上げました。活動趣旨についてはより多くの地域住民や事業者、関係団体などが日常生活や通常業務の中でさりげない見守りを通し気づきや異変を

行政などの関係機関につなげるもので広報誌や全戸配布で周知し協力をお願いしているところであります。今後は関係団体等と見守りに関する協定の締結や情報提供を行うとともにより一層地域に根づいた活動の推進に努めてまいります。

2項目めのごみ屋敷の現状、対策、取組状況についてであります。高齢者宅におけるごみ屋敷の対応は年平均2件ほどでその多くは本人あるいは同居家族が認知症や精神疾患の影響によるものであります。町職員やサービス関係者が訪問した際に発見されるケースが多く、原因などを把握し必要に講じて病院等との連携やまた担当職員や民間事業者によるごみの処分や大型家具などの引き取り先などさまざまな対応をしており今後も早期発見などの対策に努めてまいります。

3項目めの包括支援センターの現状と2025年度までの取り組みについてであります。地域包括支援センターでは第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき介護予防事業、介護予防ケアマネジメント事業、高齢者の総合相談、権利擁護事業などを実施しております。国では2025年までに地域包括ケアシステムの構築を目的に医療介護総合確保推進法が公布されたところであり町は今後策定する第6期計画において事業の内容、実施時期を検討してまいります。

4項目めの包括支援センターのケアマネジャーの現状についてであります。現在センターでは主任ケアマネジャー1名と5名のケアマネジャーのほか3名の職員がケアマネジメント業務のほか相談業務もあわせて行っており人員については充足しております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 地域見守りシステムについてお伺いいたします。白老町見守りネットワークの見守りが必要な方はどのような方々でしょうか。誰を助けるのでしょうか。具体的に高齢者と障がい者と子供というふうにおっしゃっていましたがそれでもその辺をもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） この見守りネットワークを立ち上げたきっかけでございますけれども、まず高齢者、障がい者、子供たち共通してところが虐待の問題があります。それから特に高齢者のほうは虐待のほかに認知症疾患の方の関係するごみの問題だとか徘徊の問題だとかがございます。障がい者も同じようなところがあります。ということで見守りネットワークを立ち上げたところでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） そうしましたら今おっしゃっている方々というのはもともとは虐待が原因だと。そうした中で高齢者、子供、障がい者というふうになってくるんですね。例えば車いすの方とか目の見えない方とか、それから妊婦さんとかそういうような方々はまた違ってくるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 最初のスタート、原課のほうで考えていた見守りのシステムを構築する段階でまず高齢者の観点から入っていったわけなのです。地域の見守っていただくという方々は町内会だとか民生委員さん方が普段日頃から行っていたいてはいるのですが、そうした中でなかなか地域のコミュニティの意識の希薄化などでここ数年前ですが地域や社会から孤立して死亡するとい

う事例が社会問題になっていることもきっかけにはなっているのですけれども、そのほかに虐待だとか先ほ
どいったような内容も含めて考えたわけなのですけれども、地域の方々からすれば高齢者以外にやはり障が
い者の方々の孤立化というものもございまして、あと子供の観点からいえば同じように虐待の問題も地域に
ございましてそういうことからいえば地域を全体で見守るという観点から立ち上げたところでございま
す。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 地域によるそのような見守りが必要だということで立ち上げたということなので
すけれども、それでは地域によって見守りしなければいけない方々はさまざまだと思うのですけれども、ど
この地域にどれだけの高齢者や障がい者、子供などの対象者が何人いるのかそういうものは把握していらっ
しゃるのでしょうか。その辺をお伺いたします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 地域で見守る必要がある方ということにつきましては
詳細は把握しておりません。ただ今地域で見守っていただきたいという方、特に高齢者の部分なのですけれ
ども地域からのお声もございまして、またご本人、家族からの見守っていただきたいというご相談が地域包
括支援センターのほうに寄せられております。見守っていただきたいという方の範囲というのがなかなか把
握しづらい部分がありますので、そういったことをご相談窓口を今回地域見守りネットワーク中でどこにご
相談したらいいかということを確認して周知しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今おっしゃいましたけど、どこの窓口でどういう基準でこういう方々を見守りし
なければいけない人方なのか。その辺もうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 言葉がちよっと足りなくて申しわけございません。相
談窓口といいますと高齢者、障がい者に関しましては健康福祉課、子供に関することについては教育委員会
子ども課という形で周知をしております。また緊急時につきましては消防だとか警察ということでお願いし
ております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） まだ把握はきちんとしていないということだったのですけれども、これはまだ立
ち上げたばかりですけれども早急に具体的にどこのどなたがどこの場所に何人いらっしゃると。そうしてい
かないと今の見守りの方々と災害時の避難支援や要支援者になる方々とほとんど重なるのではないかと思う
のです。ですから反対にいいましてこの地域見守りシステムをきちんとつくることによって、そういう支援
者、援護者になる方々のいざというときに対応できるシステムになってくると思うのですけれどもその辺の
連動性とかそういうものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 災害要援護者の関係とこの度設立しました見守りネッ

トワークの関連性につきましては、ことし立ち上げたばかりでこの見守りネットワークを充実させていく、また地域に浸透させていくのはちょっとお時間がかかるかと思っております。将来的に災害の要援護者の部分はどういったところで関連して活動できるかというのは今のところお答えできないのですが、これを充実した中でももしかしたら関連して活動できるかというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） そのときに地域によって見守りする方々の人数を把握していかなければいけない。今度反対にその方々をどなたが見守るのかということになってくると思うのです。民生委員さん、町内会、知人とかこういうふうになっていますけれども、民生委員さんは具体的にそこに地域に何名の方ときちんと決まっていらっしゃるからわかるのですが、町内会とか知人となった時に漠然としているのです。地域の中のどなたがどのような責任できちんとその人たちの見守りをするのか明確にしていく必要があるのではないかと思いますのでその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 見守ってもらいたい側のほうからすると人によっては見守ってほしい人、見守ってほしくない人がいるかと思うのです。そういったところもありますのでそのあたりはデリケートな部分が入りますので民生委員、町内会長さん方に今既に協力はいただいておりますけれども、今後行政として見守っていただきたい方がいらっしゃった場合行政のほうから町内会長さんとか、あるいは民生委員方をお願いする場面はあるかと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私がやはりきちんとした形で、例えば町内会長さんなら町内会長さん、副会長さんなら副会長さんそれぞれの町内会の中できちんと推薦していただいてやっていくそういう方法も1つなのではないかと思っております。

それともう1つ、見守りをお願いしたときにその報告を受けるときに何でもないときもありますよね。大丈夫だというとき。そういうときはどうされるのですか。それは別にいいのですか。何かあった時だけ連絡いくのでしょうか。何もなければ別にどうということはないというふうな考えなのでしょう。例えば2カ月に一遍くらい何もありませんというようなそういうようなことは一切ないと。そのときだけ、どうもおかしいと思うときだけのシステムになるのか。その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） この見守りネットワークの趣旨なのですが、お仕事をされている方だったら業務の中、または普段生活している方、地域の方々の観点からいうと日常生活の中でさりげない見守りをしていただくという趣旨です。その中で隣近所でどうもいるようなのだけれども日中カーテン閉まっているとか、例えば新聞がたまっているとかといった場合については高齢者、障がい者であれば健康福祉課、子供に関するものについては夜間泣き叫ぶ声や親の怒鳴り声が聞こえるといったときに虐待が心配されるといった場合は教育委員会子ども課のほうに連絡をしていただくという仕組みのネットワークになっております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは別な視点からちょっとお伺いいたします。難病患者さんは北海道で認定しているので個人名簿を白老町では把握はしていないと6月の議会で答弁を受けております。しかし町内には195名の難病の方がいらっしゃいます。そのうち福祉サービスを受けている方が5名いらっしゃるということです。残り190名の方々をどのように把握されるのかということなのです。この方々は見守りの対象から外されないのか、災害時の要援護者の対象から外されないのか心配になります。見守りの対象者に難病の方も含まれるべきだと思っておりますけれども必要なことだと思いますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 先ほども答弁いたしましたとおりに特別なところで見守りするという仕組みではなく、難病の方も高齢者、障がい者という扱いの中で、そのほかに一般町民の方、年齢枠を関係なくして何か異変があるような気づきがあった場合には関係機関のほうに連絡をいただくという形で進めております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは違う視点でお伺いいたします。平成24年1月に札幌市で42歳の姉が病気で死亡後、知的障害のある40歳の妹が飢えと寒さで死亡しました。北海道や札幌市は北電と協議にして料金滞納者や利用停止になった場合、生活困窮の方が同意した場合において自治体へ情報を提供するようになっていたと。ところが集金される方が滞納者と会える機会が少ない、また同意を得ることが困難なために十分にこの機能がされていなかったと。そういうような事例でやはり同じ年の2月に市川市で母親が急死して4歳の男の子が死亡、同じくさいたま市で60歳の男女と30歳代の男性が死亡。地域社会の中で、先ほど課長がいらっしゃいましたように地域社会の中で孤立、十分にケアを受けられない中での死、このように家族がいることで把握が困難で支援の対象から見逃されやすい世帯が出る傾向があります。孤独死はひとり暮らしばかりでなく家族で住んでいても起こり得ると思います。このような方々の見守りシステムをどういうふうに見えるのか。

それとここの最後のところになりますけど地域見守りシステムの最終目標は孤独死ゼロだと思いますけれどもお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 見守りネットワークは行政以外に町内のありとあらゆる関係機関、普段の見守りは民生委員さん、町内会などで行っていただいておりますけれども、やはりそれだけではなく例えば金融機関だとかコンビニ事業者さんとか介護、障がい者、高齢者など福祉関係、あとは子供の関係であれば学校関係、または運送業者、ありとあらゆる関係者で連携しながらこの見守りネットワークを充実させていくという考え方でおります。またその中で例えば札幌で起きたような何か異変があった場合については行政のほうに連絡をいただくということで、今関係事業者さんに7月28日にご説明しているところでございます。

孤独死ゼロ部分につきましてはできるだけゼロに努力していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時、休憩をいたしたいと思います。

休 憩 午後 3時28分

再 開 午後 3時39分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは次、ごみ屋敷のことについてお伺いいたします。先ほどごみ屋敷のことにつきまして年間に2件ほど。多くは同居家族が認知症や精神疾患の影響によるものだと。職員が行って処分などしているという答弁いただきましたけれども、実際にごみ屋敷ばかりではなくて猫屋敷というのもありますけれども、その予備軍と思われるような方々、住宅に住んでいる人方、どこの地区にどのくらいいるのか把握していらっしゃるのかと。

そして当然ごみ屋敷、猫屋敷の方々は先ほどもいいましたように近所づき合いもしない、結局鬱になって不健康な暮らしになり鬱が重症化し孤独死に至っていると思います。このような方々ももちろん見守りの対象になっていると思うのですけれども、事前に予備軍という段階での把握というのはされているのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） ごみ屋敷になる方、地域のどのあたりにいらっしゃるのか数の関係ですけれども、今現在把握しておりません。ただし予備軍といわれている方は確かにいらっしゃるというふうには聞いております。一番よく把握しているのは大抵ごみ屋敷になるまでの過程というのがございまして、ご本人が認知症になるなどさまざまな精神疾患になる過程の中で人によっては日頃の日常生活のごみの処分などができなくなっていく段階を踏んでいく過程がございまして。認知症になっていく中では大抵の方は介護認定者でありましてサービスを受けている方々です。ケアマネジャーさんとか介護サービス事業者さんが悪化する経過を確認しておりまして、ご本人のお気持ちを尊重した上でひどくなるような状況になったときには行政、特に地域包括支援センターのほうにご連絡いただきまして対応しているところがございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ごみ屋敷というのは一番困るのは隣近所に住んでいる人なのです。本当にごみの状態がひどくなってしまってから行政が入っても本当に片づけるほうも大変だけどそれまでの間一番困るのは町内会のご近所の方々だと思いますので、ある程度早い段階から行政がきっちり入って町内会のご近所の方々困るような状態になる前に何とか対処していただければと思います。まずそこをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議員がおっしゃったとおりにこのあたりは今回立ち上げました地域見守りネットワークの中で町内会だとか民生委員さんの方と連携を取りながら早期発見に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次にケアマネジャーさんのことについてお伺いいたします。町内にある居宅介護

支援事業所の件数とどのくらいのケアマネジャーさんがいるのか。またそのケアマネジャーさんがどのような役割を果たされているのか。それぞれが抱える課題をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 要支援1から2までは白老町直営でありますいきいき4・6の中にあります地域包括支援センター1カ所です。ケアマネジャーは9名です。要介護1から5までは居宅介護支援事業所でケアプランを作成しておりますけれども、ここは町内で7カ所、ケアマネジャーは15名でございます。介護保険施設にもケアマネジャーを配置することになっておりまして町内では14名、合わせて38人いらっしゃいます。

あとケアマネジャーの日頃の業務でございますけれども、介護認定を受けた後に介護サービスを受ける場合にそのケアプランを立てる必要があります。さまざまなサービスの組み合わせをケアマネジャーがご本人、家族のご相談を受けながらその方に応じたケアプランを立ててサービスを受けてもらうということをケアマネジャーの役割としております。

あとは利用者さんのさまざまなご相談もケアマネジャーが受けている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 同じようなことを保健師さんの人数、役割、抱える問題、先ほどケアマネジャーさんの抱える問題というのは特になかったように思ったのですが大丈夫ですか。ないのでしょうか。ケアマネジャーさんが抱える課題。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） ケアマネジャーが日頃から業務を行っている課題、問題点でございますけれども、白老町では温泉地域が至るところでございます。特に移住されている方で年齢が高くなっている方たちは遠方に家族がいらっしゃる人が多いのです。そういったところで特に80歳以上になりますと生活全般で困難な問題が生じてくる場合がございます。特に金銭管理ができなかったりだとか、普段の生活がしづらくなってきたとかということでそこで担当しているケアマネさんが相談を受けるケースがありまして、それでなかなか居宅支援事業所のケアマネさんが対応できない困難事例というものが問題視されているところです。

また認知症の方の部分でケアマネさんのご意見の中では早期発見を地域住民の温かい見守りが必要ではないかというご意見もいただいているところです。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 保健師でございます。健康福祉課のほうで保健師につきましては母子とかそちらのほうを担当している保健師が5名、それと障がい者を担当している保健師が1名、地域包括支援センターに保健師が2名、合計8名います。そのほかに町立病院相談室1名、町民課に1名、保健師といたしましては合計で10名おります。その中で高齢者の地域包括支援センターの保健師というのは高齢者全般に関するいろいろな相談業務またケアプランの作成等を行っております。障がい者につきましては1名の保健師ですが障がい者に関するさまざま相談業務そういうことを行っておりますが、やはり相談業務となると1件当たりの時間がかかりかかるという課題はあります。母子のほうは母子だけではないのですが予防接種と健診等も含めた中でいろいろやっている保健師が5名おりますが、そちらのほうにつきましても健診率の

向上に向けていろいろ頑張っている部分もありますがなかなかそういうところでそれぞれの担当する地域でいろいろな課題というのはありますので、その辺についてはグループの中または他のグループでの協力体制その辺を取りながら業務を行っているしだいでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） このところはこれで最後の質問にしたいと思います。今までケアマネジャーさんとか保健師さん、今回こういうふうに変更して取り上げさせていただきましたのは日頃から本当に真心を持って仕事をされていらっしゃるのかとそういう意味では敬意を表したいと思っております。私はそんなふうを感じているのですが町長はケアマネジャーさんや保健師さんの役割や果たすべきこと、白老町としてこれからどのようなことをされていくべきなのかはどのようにお考えになって評価されていますでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） これから高齢化が進む中でケアマネジャーや保健師の仕事はますます重要になると認識しております。行政の仕事の中に福祉も含めてなのですけどこれから仕事がふえると思っておりますし、それに対応する行政組織でなければならないというふうに認識しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次に元気号バスについてお伺いいたします。10月に予定しておりました循環バス元気号のダイヤ改正が無理であると先日答弁を伺いました。今回はその言葉を聞きたかったのですけれどもほかのところでも伺いたいことがありますのでよろしくお伺いいたします。

- (1)、元気号バスの運行見直し状況を伺います。
- (2)、移動困難者のアンケート調査について伺います。
- (3)、移動困難者対策として地域循環福祉バス元気号以外何か考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 元気号バスについての質問であります。1項目めの運行見直しの進捗状況についてであります。町民の方から寄せられたご意見や要望などをもとに見直しを検討してきましたが財政負担が大きくなることから経費の増加を抑え効果を上げるために事業者との現地確認などを行い路線の見直し策を検討し、今後は補助金の交付要件を再度協議するとともに変更申請の手続きを行う予定であります。しかし当初改正を予定していた10月からは時期は遅れることとなりますができるだけ早い時期に実施したいと考えています。

2項目めの移動困難者のアンケート調査についてであります。移動困難者の方を対象としたアンケート調査は対象者の把握が困難のため実施していません。利用者数につきましては昨年改正する以前も毎年減少が続いておりはっきりとした原因は押さえることはできませんが、高齢化率の上昇や路線や時間帯の不便さ、いきいき4・6入浴料金の値上げなどが複合的な要因として考えられます。

3項目めの元気号以外の移動困難者対策についてであります。元気号についてはこれまでも運行日や路線の変更など利用者の利便性向上のための方策を実施してきましたが、国の補助事業対象とするための路線の

規制や財政上の制約などにより交通弱者すべてを網羅するのは困難な状況にあります。高齢化に伴う交通弱者の増加が見込まれる中、公共交通の重要性はますます高まっていくものと考えられることから、現在検討している元気号の改正後の状況を踏まえながら白老町に適した公共交通体系のあり方としてデマンド型交通などの手法とともに交通事業者やNPO等の団体、町も含めた運送主体についても検討を進めてまいります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 元気号バスの中で移動困難者という言葉がありますけれども移動困難者はどのような人か、移動困難者は何に困って何をしているのか具体的な調査をすべきと私は前々からいっておりましたけれどもそのような調査はしていますでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） ご答弁で申し上げたとおり移動困難者に対応したアンケートというのは実際に実施はしておりません。移動困難者という形の考え方ですが基本的には以前この元気号を利用していた方が何らかの形で元気号を利用しなくなった、できなくなったそういう方を含め、また元気号を利用していませんでしたが自家用車や何らかの形で通院とか買い物とかに行っていた方がそれを利用しなくなって今は別な交通機関を利用しているという方が考えられるかと思いますがその辺の方々を対象としたアンケートについても実施していません。把握自体がなかなか難しい部分もあるものですからそういう形では実際には調査は実施していません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） その移動困難者のことにつきまして別の視点からまた考えてみることも必要かと思っております。福祉有償運送事業者や介護タクシーの件数、車両台数、利用客数などを調査していますか。また事業者の利用状況や顧客の傾向などを聞き取り調査していますでしょうか。私はぜひ移動困難者の方々が福祉有償とか介護タクシーなどを利用しているのですからぜひ調査すべきだと思いますけれどもどうお考えでしょうか。

またタクシー、循環福祉バス、JRとか、また福祉有償運送、介護タクシー、病院送迎車両、買い物バスこういうようないろいろなものが白老町の中で地域循環バス元気号以外にあるわけなのですけれども、こういう事業者を一堂に集めて地域交通について話し合う場を設けることも必要なのではないかと思っているのですけれどもこれについてのお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まずうちのほうで押さえている人数等につきましては、介護タクシーにつきましては実績等については押さえておりません。福祉有償サービスにつきましては24年度の実績ではあります町内4つの事業所で延べ1万1,136人が利用しております。利用される方の対象というのは基本的には要介護の認定を受けた方もしくは障害者手帳をお持ちの方ということに限定されるものですから一般の方の利用というのはできない状況でございます。

あと今議員のほうからお話のありましたそういう事業者関係を一堂に集めて今後の関係、交通機関、交通体系その辺について協議してはということですが、この辺は私どもだけではなく企画担当ともいろいろと協議しながらということになるかと思しますので私どものほうですぐやるということではちょっとお答

えはできませんが企画と協議していきたいというふうに思っております。

顧客の利用状況につきましてはうちのほうで押さえている福祉有償に関しましては要支援認定者、要介護認定者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他というような形である程度年齢等については押さえておりませんがそれぞれの種類で登録されている方、利用している方ではなくその福祉有償のサービスを受けたいという形で登録されている方々につきましては人数的なものというのは押さえております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 細かい数字につきましては後日教えていただければと思います。その件につきましては先ほど24年のデータということだったのでやはり大幅に循環福祉バスに乘れなくなった人たちがいる、乗らなくなった人たちがいる。そうすると急激に乘れなくなったということに対して反対に福祉有償とか介護タクシーとかそういうところに移行しているのであればきちんと調査していくと何が原因でどういうふうな状況になっているのかということの原因が見えてくるのかと思いますのでその辺はぜひやっていただければと思います。

次に循環福祉バスの運転手さん、この方の声を聞いていらっしゃるでしょうか。利用者からの不便だとか困ったことなど現場の状況を伝えてくださるのが運転手さんだと思うのですけれどもそういう運転手さんの声を直接来ていらっしゃるでしょうか。

2点目にどこのバス停からどこのバス停までどのくらいの人が利用しているのか。どこの誰がどのような用事でバスに乗っているのか。そういう統計を取っていらっしゃいますでしょうか。私はそれも必要かと思っていますけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず1点目の運転手の声ということで昨年6月に改正をいたしました形で運行したときにつきましては当然健康福祉課のほうに町民の皆様からいろいろな要望とかがありました。運転手さんのほうも同じようなお話をされたということできいきのほうに着いた時点でお話をされる運転手さんもいますし、また営業所のほうを通じて担当のほうから健康福祉課のほうへこういうお話があったという形で連絡があった部分もございました。最近につきましては運転手さんのほうから特に町民の皆様から苦情、要望等についてのお話というのはございません。

バス停ごとの利用者の状況ということでうちのほうでは押さえておりません。その路線の1日当たりの人数しか押さえていないものですから、またそれを把握するとなると運転手さんに運転業務のほかの業務ということになりますのでその辺については難しい部分があるので1日当たりのその路線の人数というのは毎日の日付ごとの人数は押さえておりますが、どこのバス停で何人乗った、何人降りたという利用状況については把握はしておりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私はバス停からはどこまで乗っているかということそれを運転者に聞くものではなくて、運転手さんは運転するのがとりあえず仕事なものですから、やっぱり町としても1回その辺を調査してみることも大事なのではないかと私は思っております。

また運転手さんに対しましても日頃から町民の足を確保してくださる運転手さんなので白老のまち中を走

っている中でやはり常に担当課である健康福祉課が運転手さんとコンタクトを取り、そして町民の動向というものを把握していく必要があるかと思っていますのでその辺もぜひ努力していただければと思いますがいかがでしょうか。それは無理なのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今2点ございました。2点目の運転手さんとのコンタクトということであれば今後におきましても営業所を通じたり直接運転手さんといろいろな協議をすることはできるかと思えますのでその辺については今後も続けていきたいと思っております。

2点目のバス停における乗降人員等についての調査というのは町として要は健康福祉課としてできるかどうかということになると非常に難しい部分があります。その辺については今現在すぐできるということにはなかなかないと思いますが、今後道南バスさんと協議する中でこういうことも話が出たとかそういうことも含めて健康福祉課でできるものであれば、ただ路線としてはかなりの路線がございますので1日ではなかなか難しい部分もありますので、その辺はやはり長期的な形の中で検討する課題の1つというふうには捉えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次にデマンドバスのことでお伺いいたします。6月議会で一般乗合旅客自動車運送事業者の許可を受けている事業者の参入が必要であるというふうに答弁いただいておりますけれども、それはどのような事業者なのか、町内の事業者が許可を受ける意向はないのか、許可を受ける条件はどのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 事業者の件でございますけれども、いわゆる有料でお客さんを乗せる事業形態それに伴う許可業者でございます。町内には観光のほうではありますけれども一般乗り合いということでは事業者はございません。

以前にデマンドバス交通のことについて検討した際に当たった経緯があると思うのですが、そのときには事業者としては事業として実施するという事業者はあられませんでした。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） デマンドバスにつきましては許可を受ける条件はどのようなものなのかと先ほども聞いたのですがそれについては特に答えがなかったのですが、正直いいまして元気号に支出している費用は町外にいつています。これは交付金から町からの繰り出しそういうものも全部いつています。今現在利用者の利便性を確保したままデマンドや過疎地輸送などの取り組みを行った場合、地元で産業と雇用の場が生まれると思えますけれども元気号の雇用と経済効果はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 先ほど明確な答弁はしなかったと申しましたけれども、デマンドにつきましては今いろいろ整理しなければならない点があると思えますけれども、バス運行について先ほどお答えしたと思えますけれどもデマンド輸送についてはさまざまな形態がございます。自家用運送ですとかそういうものがありますのでそちらのことについては触れませんでしたけれども、自家用関係ではいわ

ゆる過疎地有償運送というような形態の地域指定によって手法として出てきましたので、それもこれからの調査の対象にしなければならないというふうに考えております。今いっています元気号プラスデマンドということでそういうものが町内に導入した際には当然実施事業者が利益の出る形で経営されるのであれば町内の経済効果にとっても有効だというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今ほど高橋課長もいいましたけれどもやはり時代が変わってきましていろいろな形で日本国中で過疎化が進み高齢化が進んで、2020年まで国のほうとしても地域公共交通というものに対して考え方を少しずつ変えてきている現状があると思うのです。今現在実際にあるのが乗り合いタクシー、デマンドバス、過疎地輸送許可、市町村みずから運営する乗り物このような形のものがあるわけなのですが、そこの中で白老町が考えられるのが地域公共交通の中に介護タクシー、福祉輸送などこういうものも考えていけるのではないかと思います。そういうものを実際に私は具体的にやっていくべきではないかと思っております。そういう中でやはり運賃というものが問題になってくると思うのです。今現在は100円だと思ってしまうのですけれども値上がりが当然必要になってくるのかと。そうなってきたときには低所得者の支援については別途考えるべきではないのかと。介護タクシーとかいろいろありますけれども例えば障がい者の方には福祉交通券みたいなチケットのようなものを別個にだされていますよね。そういうような形でやはり低所得者の方にも別途考えていけばいいのではないかと。一番最初の答弁にありました網羅するのは無理だと。やはりどこかで自分たちが最大限できる範囲というものをミックスしながら、介護タクシーとかいろいろなものを使いながらやっていくべきではないかと私はそのように感じております。これで最後にいたしますので町長にお伺いいたします。福祉の観点、まちづくりの観点、地域交通のあるべき姿、望ましい形は町長はどのようなものだとお考えでしょうか。最後に聞きまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず10月に改正を行うことが困難という形になりましたのでお詫びを申し上げたいというふうに思っております。また移動困難者に対してもこれからどういう対策をとっていくかということですが、1問目にも同じような答えはしているのですがやっぱり利用しやすいのはデマンド型だと思っております。予算も絡むのでこの辺は知恵の出どころなのですがデマンドも始めるには全町一斉にはできないというふうに考えておりますのでターゲットを絞っていきたいと思っております。このターゲットというのは利用人数であったり地域でやったり利用料金であったり、バスの大きさ、個人の乗用車等々も含めて絞ってできるところからスタートしていければいいと思っておりますし、今元気号も先ほどいったようにいろいろな状況を把握しながら重点的なところも把握をさせていただいて元気号が改正をして運行していけばいいのか、もしくは地域によってはデマンドのほうが安上がりというお金もかけないで利便性が高くなるのかというのも状況分析をして進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で7番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（山本浩平君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　ご異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。9月会議は明日10時から引き続き再開いたしますので各議員におかれましては出席方よろしくお願いをいたします。

本日はこれをもって延会いたします。